

令和 8 年度～令和 1 2 年度
浜松市立賀茂真淵記念館の管理に関する
基本協定書（案）

目 次

浜松市立賀茂真淵記念館の管理に関する基本協定書

第1章 総 則	1
（本協定の目的）	1
（施設の設置目的及び指定管理者制度の趣旨の尊重）	1
（本協定の期間）	1
（信義誠実の原則）	1
（用語の定義）	1
（管理物件）	2
（管理施設の使用）	2
第2章 本業務の範囲と実施条件	3
（本業務の範囲）	3
（業務実施条件）	3
（業務範囲及び業務実施条件の変更）	3
第3章 本業務の実施	3
（本業務の実施）	3
（開業準備）	3
（第三者による実施）	4
（管理施設の改造等）	4
（緊急時の対応）	4
（防災対策）	4
第4章 情報の取扱い	5
（情報の保護）	5
（守秘義務）	5
（個人情報の保護）	5
（情報公開）	5
（事故発生時における報告）	5
第5章 備品等の取扱い	5
（市の備品の管理）	6
（指定管理者による備品等の購入等）	6
（備付物品の管理）	6
第6章 業務実施に係る市の確認事項	6
（事業計画書）	6
（日報）	7
（月次報告書）	7
（事業報告書）	7
（市による業務実施状況の確認）	8
（市による業務の改善勧告）	8
（市による業務の指示）	8
（その他報告事項）	8
第7章 指定管理料及び利用料金	8

(指定管理料の支払い)	8
(指定管理料の変更)	9
(利用料金収入の取扱い)	9
(利用料金の決定等)	9
(利用料金の公表)	9
第8章 損害賠償及び不可抗力	9
(損害賠償等)	9
(第三者への賠償)	10
(保険)	10
(不可抗力発生時の対応)	10
(不可抗力によって発生した費用等の負担)	10
(不可抗力による一部の業務実施の免除)	10
(不可抗力発生時の施設の管理)	11
(リスク分担)	11
第9章 指定期間の満了等	11
(業務の引継ぎ等)	11
(原状回復義務)	11
(協定終了時の備品等の扱い)	11
第10章 指定期間満了以前の指定の取消し	12
(市による指定の取消し等)	12
(指定管理者による指定の取消しの申出)	13
(不可抗力による指定の取消し)	13
(違約金)	13
(取消し等による損害の賠償)	14
(指定期間満了以前の取扱い)	14
第11章 その他	14
(暴力団排除に関する協力義務)	14
(権利・義務の譲渡の禁止)	14
(法人格の変更等)	14
(本業務の範囲外の業務)	14
(本業務の実施に係る指定管理者の口座)	15
(請求、通知等の様式その他)	15
(協定の変更)	15
(解釈)	15
(疑義についての協議)	15
(年度協定の締結)	15
(裁判管轄)	15
個人情報取扱いに係る特記事項	17
賃金スライド制度の取扱いに係る特記事項	19
別添 賃金スライド額の算出方法	21
指定管理者による施設点検業務の共通仕様書	22
公募仕様書	24
別紙1 管理物件	34
管理物品	34

別紙 2	リスク分担表	3 5
	別添 電気料等精算規定	3 6
別紙 3	賀茂真淵記念館 令和 6 年度電気料、水道料実績	3 8
別紙 4	備品台帳	
別紙 5	長期使用物品台帳	

浜松市立賀茂真淵記念館の管理に関する基本協定書

浜松市（以下「市」という。）と〇〇（以下「指定管理者」という。）とは、次のとおり、浜松市立賀茂真淵記念館（以下「記念館」という。）の管理に係る基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

第1章 総 則

（本協定の目的）

第1条 本協定は、市と指定管理者が相互に協力し、記念館を適正かつ円滑に管理するために必要な事項を定めることを目的とする。

（施設の設置目的及び指定管理者制度の趣旨の尊重）

第2条 指定管理者は、浜松市立賀茂真淵記念館条例（昭和59年浜松市条例第22号。以下「本条例」という。）及び浜松市立賀茂真淵記念館条例施行規則（平成12年浜松市規則第75号。以下「本規則」という。）に定める施設の設置目的及び指定管理者制度の趣旨を十分理解し、業務の実施にあたってはその趣旨を尊重するものとする。

（本協定の期間）

第3条 本協定の期間（以下「指定期間」という。）は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までとする。

2 記念館の管理業務（以下、「本業務」という。）に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（信義誠実の原則）

第4条 市及び指定管理者は、互いに協力し信義を重んじ、対等な関係に立って本協定を誠実に履行しなければならない。

（用語の定義）

第5条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 指定管理開始日 記念館に係る地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者の指定期間の開始日のことをいう。
- (2) 指定管理料 市が指定管理者に対して支払う本業務の実施に関する対価のことをいう。
- (3) 仕様書 浜松市立賀茂真淵記念館指定管理者募集要項に示された本業務に係る仕様書の内容を基本として、本協定を実施する際の細目として市と指定管理者の協議の上定めるものをいう。
- (4) 自主事業 第8条に規定した本業務以外の業務で、市長の承認を受けて指定管理者が自己の責任と費用において実施する業務のことをいう。
- (5) 提案書 記念館の指定管理者の公募にあたり、指定管理者が提出した事業提案書のことをいう。
- (6) 年度協定 本協定に基づき、市と指定管理者が指定期間中に年度ごとに締結する協定のこと

をいう。

- (7) 不可抗力 天災（地震、津波、落雷、暴風雨、洪水、異常降雨、土砂崩壊等）、人災（戦争、テロ、暴動、疫病等）その他市及び指定管理者の責めに帰すことのできないもので、市又は指定管理者によっても予見し得ず、若しくは予見できてもその損失、損害又は障害発生の防止手段を合理的に期待できないものをいう。なお、不可抗力に起因しない施設利用者数の増減は、不可抗力に含まないものとする。
- (8) 法令 すべての法律、政令、省令、条例、規則その他正規の手続を経て公布された行政機関の規程をいう。
- (9) 利用料金 地方自治法第244条の2第8項の規定により、指定管理者の収入として収受する記念館の利用に係る料金をいう。
- (10) 資本的支出 固定資産の価値を高め、又はその耐久性を増すことになると認められる経費をいう。
- (11) 修繕 固定資産の通常の維持管理のため、又は毀損した固定資産につきその原状を回復することをいう。
- (12) 備品 1年以上その形状を変えることなく使用し、かつ、保存に耐え得る物で1個又は1組につき取得価額又は評価価額が5万円以上の物品をいう。
- (13) 管理物品 第Ⅰ種備品、第Ⅱ種備品、長期使用物品及び備付物品をいう。
- (14) 第Ⅰ種備品 市が所有する備品で、本業務実施のために供する備品をいう。
- (15) 第Ⅱ種備品 市が指定管理者に購入又は調達を指示する備品で、本業務実施のために供する備品をいう。
- (16) 第Ⅲ種備品 指定管理者の任意により購入し、又は調達する備品で、本業務又は自主事業の実施のために供する備品をいう。
- (17) 長期使用物品 1年以上その形状を変えることなく使用し、かつ、保存に耐え得る物で1個又は1組につき取得価格又は評価価格が5万円未満の物品をいう。
- (18) 備付物品 利用料金を収受して利用者に貸し出す物品をいう。

（管理物件）

第6条 本業務の対象となる物件（以下「管理物件」という。）は、管理施設と管理物品からなる。管理施設及び管理物品の内容は、別紙1のとおりとする。

- 2 指定管理者は、善良なる管理者の注意を持って管理物件を管理しなければならない。

（管理施設の使用）

第7条 指定管理者は、本業務を遂行するために必要な範囲内において、管理施設を無償で利用することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、第58条に定める自主事業を行う場合その他記念館の目的を妨げない範囲において特に必要のある場合は、市の承認を得て前項の範囲を超えた管理施設の使用を行うことができる。
- 3 指定管理者は、前項の規定により管理施設を使用する場合において、地方自治法第238条の4第7項の規定に基づく行政財産の使用許可を必要とする場合は、浜松市公有財産管理規則（昭和39年規則第30号）第9条に定めるところにより、市に対して、行政財産使用許可申請書を提出し、所定の使用料を納付しなければならない。

第2章 本業務の範囲と実施条件

(本業務の範囲)

第8条 本条例第5条の2第2項に規定する本業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 賀茂真淵及び遠江の国学に関する資料を収集し、保管し、及び展示すること。
- (2) 賀茂真淵及び遠江の国学に関する資料の調査及び研究を行うこと。
- (3) 記念館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市が必要と認める業務

2 前項各号に掲げる業務の細目は、仕様書に定めるとおりとする。

(業務実施条件)

第9条 指定管理者が本業務を実施するにあたって満たさなければならない条件は、仕様書又は年度協定を締結している場合は年度協定書に示すとおりである。

(業務範囲及び業務実施条件の変更)

第10条 市又は指定管理者は、必要があると認める場合は、相手方に対する通知をもって第8条で定めた本業務の範囲及び第9条で定めた業務実施条件の変更を求めることができる。

- 2 市又は指定管理者は、前項の通知を受けた場合は、協議に応じなければならない。
- 3 業務範囲又は業務実施条件の変更及びそれに伴う指定管理料の変更等については、前項の協議において決定するものとする。

第3章 本業務の実施

(本業務の実施)

第11条 指定管理者は、本条例、本規則及び次に掲げる法律その他の関係法令並びに本協定を遵守し、本業務を行わなければならない。

- (1) 地方自治法
 - (2) 労働基準法（昭和22年法律第49号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）その他労働に関する法令
- 2 指定管理者は市と協議の上、本業務の実施にあたり浜松市行政手続条例（平成8年浜松市条例第69号）の規定により、次の項目を定めるものとする。
- (1) 条例第7条ただし書の規定による利用料金の後納の審査基準
 - (2) 条例第8条の規定による利用料金の減免の審査基準
 - (3) 条例第9条ただし書の規定による利用料金の還付の審査基準
- 3 前項に定めるもののほか、指定管理者は市と協議の上、記念館施設の利用者に対する指導に関する手続きを定めるものとする。

(開業準備)

第12条 指定管理者は、指定開始日に先立ち、本業務の実施に必要な資格者及び人材を確保し、必要な研修等を行うものとする。

- 2 指定管理者は、必要があると認める場合には、指定開始日に先立ち、市に対して管理施設の視察を申し出ることができるものとする。

- 3 市は、指定管理者から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除いてその申出に応じなければならない。

(第三者による実施)

- 第13条 指定管理者は、本業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
ただし、事前に市の承諾を得た場合は、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができる。
- 2 指定管理者が前項ただし書の規定に基づき、本業務の一部を第三者に実施させる場合は、すべて指定管理者の責任及び費用において行うものとし、本業務に関して第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、すべて指定管理者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用とみなして、指定管理者が負担するものとする。

(管理施設の改造等)

- 第14条 管理施設の資本的支出については、市が自己の費用と責任において実施するものとする。
- 2 管理施設の修繕については、1件につき10万円（消費税及び地方消費税を含む。）以上のもの（以下「大規模修繕」という。）については市が自己の費用と責任において実施するものとし、1件につき10万円（消費税及び地方消費税を含む。）未満のものについては指定管理者が自己の費用と責任において実施するものとする。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、資本的支出及び大規模修繕について、指定管理者の提案書に記載されている場合又は指定管理者からの申し出があった場合において、市は必要があると認めるときは、指定管理者の負担により指定管理者に行わせることができる。この場合において、市及び指定管理者は、当該資本的支出及び大規模修繕に係る施設・設備の所有権、管理責任、原状回復の必要性等の本協定の期間満了時の取扱いその他必要な事項を定めるものとする。

(緊急時の対応)

- 第15条 指定期間中、本業務の実施に関連して事故、災害等の緊急事態（以下「事故等」という。）が発生した場合、指定管理者は直ちに必要な措置を講じるとともに、市（消防、保健所等を含む。）、警察その他の行政機関関係者に対して事故等発生 of 旨を通報しなければならない。
- 2 市は、前項の通報を受けたときは、直ちに指定管理者への必要な指示を行うとともに、必要に応じて記念館の現地調査その他必要な対応を行うものとする。
 - 3 事故等が発生した場合、指定管理者は市と協力して事故等の原因調査に当たるものとする。

(防災対策)

- 第16条 指定管理者は、消防法（昭和23年法律第186号）その他関係法令を遵守し、市と連携して、必要な防災対策を講じるものとする。
- 2 指定管理者は、防火管理者を選任したときは、市に報告するとともに、消防計画を作成した場合は、その写しを市に提出するものとする。
 - 3 市は、防災対策の実施に関し、市の直接管理する公の施設と同様の研修、情報提供を指定管理者に対して行うものとする。
 - 4 指定管理者は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（以下、「災対法」という。）第49条の4第1項の規定による指定緊急避難場所、災対法第49条の7第1項の規定による指定避難所その他災害救援等の支援拠点として使用する施設においては、当該施設で実施される訓練に、可能な限り協力するものとする。

第4章 情報の取扱い

(情報の保護)

第17条 指定管理者は、本業務を処理するための個人情報その他の情報の取扱いに当たっては、利用者その他関係者の権利利益を侵害することのないよう、適正に取り扱わなければならない。

(守秘義務)

第18条 指定管理者の役員及び職員は、本業務を処理するために知り得た秘密を、他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(個人情報の保護)

第19条 指定管理者は、本協定による事務を処理するに当たって個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条及び第67条の規定及び個人情報の取扱いに係る特記事項を守らなければならない。

- 2 指定管理者は、前項の個人情報について、個人情報の保護に関する法律の規定に基づき、市に対する開示請求、訂正請求又は利用停止請求があった場合において、市から開示、訂正又は利用停止の要求があったときは、速やかにこれに応じなければならない。
- 3 指定管理者は、本業務を処理するために個人情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。
- 4 指定管理者は、市の指示又は承諾があるときを除き、本業務に関して知り得た個人情報を当該事務を処理するため以外に使用し、又は第三者に引き渡してはならない。
- 5 指定管理者は、市の指示又は承諾があるときを除き、本業務を処理するために市から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。
- 6 指定管理者は、本業務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、市の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。
- 7 指定管理者は、指定の期間が終了し、又は指定を取り消されたときは、本業務を処理するために市から貸与され、又は指定管理者が収集し、若しくは作成した個人情報を自己又は市以外の者のために使用してはならない。
- 8 前項の場合において、指定管理者は、個人情報が記録された資料等を、指定の期間が終了し、又は指定を取り消された後直ちに市に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、市が別に方法を指示したときは、当該方法によるものとする。

(情報公開)

第20条 指定管理者は、浜松市情報公開条例（平成13年浜松市条例第32号）第23条の2第1項の規定に基づき、本業務を行うに当たって保有する文書の公開に努めなければならない。

(事故発生時における報告)

第21条 指定管理者は、この章の規定に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに市に報告し、市の指示に従うものとする。指定の期間が終了し、又は指定を取り消された後においても同様とする。

第5章 備品等の扱い

(市の備品等の管理)

第22条 指定管理者は、別紙1に定める第Ⅰ種備品及び長期使用物品を、本業務実施のために供するものとする。

- 2 指定管理者は、指定期間中、第Ⅰ種備品及び長期使用物品を常に良好な状態に保たなければならない。
- 3 第Ⅰ種備品及び長期使用物品が経年劣化等により本業務実施の用に供することができなくなった場合、指定管理者は、速やかに市に報告するものとし、市は、必要に応じて当該第Ⅰ種備品及び長期使用物品の同等物品を購入し、又は調達する。ただし、市との協議により、指定管理者は、第Ⅱ種備品として当該第Ⅰ種備品及び長期使用物品の同等物品を購入又は調達することができる。
- 4 指定管理者は、故意又は過失により第Ⅰ種備品及び長期使用物品を毀損滅失したときは、市との協議により、必要に応じて市に対しこれを弁償又は自己の費用で当該物と同等の機能及び価値を有するものを購入し、又は調達し、市に寄附しなければならない。
- 5 指定管理者は、第Ⅰ種備品について、浜松市物品管理規則（昭和40年浜松市規則第18号）に基づく市の管理に協力しなければならない。

(指定管理者による備品等の購入等)

第23条 指定管理者は、別紙1に定める第Ⅱ種備品を、自己の費用により購入又は調達し、本業務実施のために供するものとする。

- 2 第Ⅱ種備品が経年劣化等により本業務実施の用に供することができなくなった場合、指定管理者は、自己の費用で当該備品等を購入又は調達するものとする。
- 3 指定管理者は、第Ⅱ種備品について、物品管理台帳を作成し、原則として備品標識を付さなければならない。
- 4 指定管理者は、指定管理者の任意により第Ⅲ種備品を購入又は調達することができる。
- 5 指定管理者は、第Ⅲ種備品について、物品管理台帳を作成し、必要に応じて備品標識を付さなければならない。

(備付物品の管理)

第24条 指定管理者は、別紙1に定める備付物品を本業務実施のために供するものとする。

- 2 指定管理者は、指定期間中、備付物品を常に良好な状態に保たなければならない。
- 3 備付物品が経年劣化等により本業務実施の用に供することができなくなった場合、指定管理者は、速やかに市に報告するものとし、市は、必要に応じて当該備付物品の同等物品を購入又は調達する。ただし、市との協議により、指定管理者は、第Ⅱ種備品として当該備付物品の同等物品を購入又は調達することができる。
- 4 指定管理者は、故意又は過失により備付物品を毀損滅失したときは、市との協議により、必要に応じて市に対しこれを弁償又は自己の費用で当該備付物品と同等の機能及び価値を有するものを購入又は調達し、市に寄附しなければならない。

第6章 業務実施に係る市の確認事項

(事業計画書)

第25条 指定管理者は、毎年度3月31日までに、翌年度の事業計画書を提出し、市の確認を得なければならない。

2 市及び指定管理者は、事業計画書を変更しようとするときは、市と指定管理者の協議により決定するものとする。

(日報)

第26条 指定管理者は、毎開館日の終了後、速やかに次の各号に示す事項を記載した日報を作成しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況に関する事項
- (2) 自主事業の実施状況に関する事項
- (3) 事故・苦情等の対応状況に関する事項
- (4) 施設・設備の損傷及び不具合に関する事項
- (5) その他市が指示する事項

2 指定管理者は、作成した日報を管理施設に備え置き、市の求めがあるときは市に提出しなければならない。

(月次報告書)

第27条 指定管理者は、月の終了後、速やかに次の各号に示す事項を記載した月次報告書を提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況に関する事項
- (2) 自主事業の実施状況に関する事項
- (3) 事故・苦情等の対応状況に関する事項
- (4) 施設・設備の損傷及び不具合に関する事項
- (5) その他市が指示する事項

(事業報告書)

第28条 指定管理者は、毎年度終了後、本業務に関し、5月15日までに次の各項に示す事項を記載した事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 本業務の実施状況に関する事項
- (2) 管理施設の利用状況に関する事項
- (3) 使用料または利用料金収入の実績
- (4) 本業務に係る収支状況
- (5) 提案した事業の実施状況に関する事項
- (6) 自主事業の実施状況
- (7) 自主事業に係る収支状況
- (8) 利用者の苦情、要望又は意見に関する事項
- (9) 施設・設備の損傷及び不具合に関する事項
- (10) 事後評価での指摘及び意見に対する対応状況
- (11) 指定管理者との協定書で定める管理の状況を把握するために必要な事項
- (12) 指定管理者による自己評価
- (13) 労働関係法令について
- (14) 施設運営に関する意見・要望について
- (15) その他市が指示する事項

2 指定管理者は、市が年度途中において指定管理者に対する指定管理者の指定を取り消した場合には、指定が取り消された日から30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

3 市は、必要があると認めるときは、事業報告書の内容又はそれに関連する事項について、指定管理者に対して文書による報告又は口頭による説明を求めることができるものとする。

(市による業務実施状況の確認)

第29条 市は前条により指定管理者が提出した事業報告書に基づき、指定管理者が行う業務の実施状況及び施設の管理状況の確認を行うものとする。

2 市は、前項における確認のほか、指定管理者による業務実施状況等を確認することを目的として、随時、管理施設へ立ち入ることができる。また、市は、管理物件の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、随時当該管理の業務又は経理等の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指導をすることができる。

3 指定管理者は、市から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由がある場合を除いてその申出に応じなければならない。

(市による業務の改善勧告)

第30条 前条による確認の結果、指定管理者が本協定に定める義務を履行しない場合は、市は指定管理者に対して業務の改善を勧告するものとする。

2 指定管理者は、前項に定める改善勧告を受けた場合は、当該勧告に従わない正当な理由のある場合を除いて、速やかにそれに応じなければならない。

(市による業務の指示)

第31条 前条による勧告に応じない場合、市は指定管理者に対し必要な指示をすることができる。

(その他報告事項)

第32条 本協定に別段の定めがある場合を除き、本業務執行上の誤り、施設、システム等のトラブル、指定管理者の違法又は不正な行為(第13条第1項ただし書の規定に基づき第三者に本業務の一部を実施させた場合を含む。)並びに指定管理者の役員及び当該管理施設職員の非違行為が発生した場合、指定管理者は、直ちに市に報告しなければならない。

第7章 指定管理料及び利用料金

(指定管理料の支払い)

第33条 指定期間のうち令和8年4月1日から令和13年3月31日までの期間に係る指定管理料は、金116,860,000円とし、その内訳は、次のとおりとする。

(1)令和8年度 23,372,000円(うち消費税及び地方消費税の額2,124,727円※)

(2)令和9年度 23,372,000円(うち消費税及び地方消費税の額2,124,727円※)

(3)令和10年度 23,372,000円(うち消費税及び地方消費税の額2,124,727円※)

(4)令和11年度 23,372,000円(うち消費税及び地方消費税の額2,124,727円※)

(5)令和12年度 23,372,000円(うち消費税及び地方消費税の額2,124,727円※)

※指定管理料のうち消費税及び地方消費税相当額については、消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)並びにこれらを改正する法律で定める税率によ

るものとする。なお、本協定の締結日以降に消費税率の変更があったときは、消費税及び地方消費税相当額を変更後の税率によるものとする。

- 2 指定管理料は第65条の「年度協定」に定めるものとし、指定管理者の請求により支払うものとする。
- 3 前項の規定による請求は、当該月の末日から5日以内に、当該月の指定管理料の支払いに関する請求書を市に送付することにより行うものとする。
- 4 市は、前項の請求書を受領した日から30日以内に、当該請求書に係る指定管理料を支払うものとする。
- 5 市は、指定管理者が本協定に定める義務を履行しない場合は、指定管理者に対して、指定管理料の減額を請求することができる。
- 6 前項の規定により指定管理料の減額を請求する場合において、その減額割合は次の各号のいずれかの方法により定めるものとする。
 - (1) 仕様書等に減額割合についての定めがあるときは、市がその定めに基づき決定し、指定管理者に通知する。
 - (2) 仕様書等に減額割合についての定めがないときは、市と指定管理者が協議して決定する。

(指定管理料の変更)

第34条 市又は指定管理者は、指定期間中に賃金水準又は物価水準の変動により当初合意された指定管理料が不適当となったと認めたときは、相手方に対して通知をもって指定管理料の変更を申し出ることができるものとする。

- 2 市又は指定管理者は、前項の申出を受けた場合は、協議に応じなければならない。
- 3 変更の可否や変更金額等については、前項の協議により決定するものとする。

(利用料金収入の取扱い)

第35条 指定管理者は、記念館に係る利用料金を当該指定管理者の収入として、収受することができる。

(利用料金の決定等)

第36条 利用料金は、本条例別表に定める額（同表に定める使用の単位（備付物件に係る使用の単位を含む。）を変更し、又は新たな単位を設定する場合にあっては、同表の規定による額を基準として市が別に定めるところにより算定した額）の範囲内において、指定管理者が市の承認を得て定めなければならない。

- 2 指定管理者は、本条例第8条の規定により利用料金を減額し、若しくは免除し、又は本条例第9条の規定により利用料金を還付するときは、本規則第3条及び第11条第2項により指定管理者が定めた審査基準に基づき行わなければならない。

(利用料金の公表)

第37条 指定管理者は、前条第1項の承認を得たときは、その旨及び当該利用料金の額を記念館の利用パンフレット、インターネット等の方法により公表しなければならない。

第8章 損害賠償及び不可抗力

(損害賠償等)

第38条 指定管理者は、故意又は過失により管理物件を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、市が特別の事情があると認めたときは、市は、その全部又は一部を免除することができるものとする。

(第三者への賠償)

第39条 本業務の実施において、指定管理者に帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、指定管理者はその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が市の責めに帰すべき事由又は市、指定管理者双方の責めに帰すことができない事由による場合は、その限りではない。

2 市は、指定管理者の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償した場合、指定管理者に対して、賠償した金額その他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

(保険)

第40条 本業務の実施にあたり、市が付保しなければならない保険は、次のとおりである。

(1) 火災保険

2 本業務の実施にあたり、指定管理者が付保しなければならない保険は、次のとおりである。

(1) 施設賠償責任保険

(2) 第三者賠償保険

(3) 備品賠償責任保険

(不可抗力発生時の対応)

第41条 不可抗力が発生した場合、指定管理者は、不可抗力の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不可抗力により発生する損害・損失及び増加費用を最小限にするよう努力しなければならない。

(不可抗力によって発生した費用等の負担)

第42条 不可抗力の発生に起因して指定管理者に損害・損失や増加費用が発生した場合、指定管理者は、その内容や程度の詳細を記載した書面をもって市に通知するものとする。

2 市は、前項の通知を受け取った場合、損害状況の確認を行った上で市と指定管理者の協議を行い、不可抗力の判定や費用負担等を決定するものとする。

3 不可抗力の発生に起因して指定管理者に損害・損失や増加費用が発生した場合、当該費用については合理性の認められる範囲で市が負担するものとする。なお、指定管理者が付保した保険によりてん補された金額相当分については、市の負担に含まないものとする。

4 不可抗力の発生に起因して市に損害・損失や増加費用が発生した場合、当該費用については市が負担するものとする。

(不可抗力による一部の業務実施の免除)

第43条 前条第2項に定める協議の結果、不可抗力の発生により本業務の一部の実施ができなくなったと認められた場合、指定管理者は不可抗力により影響を受ける限度において本協定に定める義務を免れるものとする。

2 指定管理者が不可抗力により本業務の一部を実施できなかった場合、市は、指定管理者との協議の上、指定管理者が当該業務を実施できなかったことにより免れた費用分を指定管理料から減額することができるものとする。

(不可抗力発生時の施設の管理)

第44条 市は、次の各号のいずれかに該当する場合は、記念館の使用を停止し、市の管理下に置くことができるものとする。ただし、その場合においても、指定管理者は施設の管理に引き続き協力するものとする。

- (1) 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号)第4条の南海トラフ地震防災対策推進基本計画に基づく南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意若しくは巨大地震警戒)が発表された場合、大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)第9条第1項の規定による警戒宣言が発せられた場合及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第25条第1項(第183条において準用する場合を含む。)の規定による指定を浜松市が受けた場合において、市民の安全確保のために記念館の使用を停止する必要があると市が認めるとき。
 - (2) 不可抗力が発生し、又は発生するおそれがあるときであって、記念館を災対法第49条の4第1項の規定による指定緊急避難場所、災対法第49条の7第1項の規定による指定避難所その他災害救援等の支援施設として使用させる必要があると市が認めるとき。
- 2 前項の場合において、指定管理料の取扱いその他必要な事項については、市、指定管理者協議の上、決定するものとする。

(リスク分担)

第45条 本業務に関するリスク分担は、別紙2のとおりとする。

第9章 指定期間の満了等

(業務の引継ぎ等)

- 第46条 指定管理者は、指定期間の終了による本協定の終了(以下第48条までにおいて同じ。)に際し、市又は市が指定するものに対し、本業務の引継ぎ等を行わなければならない。
- 2 市は、必要があると認める場合には、本協定の終了に先立ち、指定管理者に対して市又は市が指定するものによる管理施設の視察、施設・設備の確認又は記念館の管理に関する経理状況に関する資料の提出を申し出ることができるものとする。
 - 3 指定管理者は、市から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除いてその申出に応じなければならない。

(原状回復義務)

- 第47条 指定管理者は、本協定の終了の日までに、指定開始日を基準として管理物件を原状に回復し、市に対して管理物件を明け渡し及び引き渡さなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、市が認めた場合には、指定管理者は管理物件の原状回復は行わずに、別途市が定める状態で市に対して管理物件を明け渡し及び引き渡すことができるものとする。
 - 3 指定管理者が第1項に定める義務を履行せず、管理施設に工作物等が残置されているときは、市は指定管理者が当該工作物等の所有権を放棄したものとみなして、任意にこれを処分することができる。この場合において、市に当該工作物等の撤去費用が生じたときは、当該費用を指定管理者に請求することができる。

(協定終了時の備品等の扱い)

第48条 本協定の終了に際し、備品等の扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 第Ⅰ種備品、長期使用物品及び備付物品については、指定管理者は、市又は市が指定するものに対して引き継がなければならない。
- (2) 第Ⅱ種備品については、指定管理者は、市又は市が指定するものに対して無償で譲渡しなければならない。
- (3) 第Ⅲ種備品については、指定管理者が自己の責任と費用で撤去しなければならない。ただし、市と指定管理者の協議において両者が合意した場合、指定管理者は、市又は市が指定するものに対して、無償又は有償で譲渡することができるものとする。

第10章 指定期間満了以前の指定の取消し

(市による指定の取消し等)

第49条 市は、浜松市指定管理者による公の施設の管理に関する条例（平成20年浜松市条例第61号）第13条第2項の規定により、指定管理者が次の号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消し、または期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができるものとする。

- (1) 指定管理者が本業務等に際し、法令又は本協定に違反したとき。
- (2) 指定管理者が市の地方自治法第244条の2第10項の規定による指示に従わないとき。
- (3) 本業務に際し不正行為があったとき。
- (4) 指定管理者が市に対し虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき。
- (5) 指定管理者が本協定内容を履行しないとき。
- (6) 指定管理者の責めに帰すべき事由により指定管理者から本協定締結の解除の申出があったとき。
- (7) 市が定めた行政手続法に基づく処分基準その他指定管理者に対する処分に関する基準に該当するとき
- (8) 指定管理者（指定管理者が共同事業体であるときは、そのいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。以下同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）及び暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認めるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 本業務に係る下請契約その他の契約に当たり、その相手方が、アからオまでのいずれかに該当すること（相手方が個人の場合は、役員等をその者と読み替える。）を知りながら、当

該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 指定管理者が、アからオまでのいずれかに該当する者（個人の場合は、役員等をその者と読み替える。）を本業務に係る下請契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、市が指定管理者に対して当該契約の解除を求め、指定管理者がこれに従わなかったとき。

(9) その他指定管理者の責めに帰すべき事由により、市が指定管理者による本業務を継続することが適当でないと認めるとき。

2 市は、前項に基づいて指定の取消し等を行おうとする際は、行政手続法に定めるところにより事前に意見陳述のための手続を執らなければならない。

3 第1項の規定により指定の取消し等を行った場合において、指定管理者に損害・損失や増加費用が生じて、市はその賠償の責めを負わない。

また、指定管理者は、指定の取り消し等があった日後の利用に係る利用料金を事前に収受した場合は、第35条第2項の規定に関わらず、市の指示するところにより、その利用料金に相当する金額を次の指定期間に係る指定管理者又は市に支払わなければならない。

4 指定管理者は、第1項の規定により指定を取り消された場合にあっては、取消しの日から3年間は本市の指定管理者候補に応募することができないものとする。

第49条の2 前条第1項各号に掲げる場合のほか、市は、管理施設を休止するとき又は本業務の範囲若しくは管理の基準の大幅な変更により指定管理者による本業務の継続が適当でないと認めるときは、指定管理者の指定を取り消すことができる。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による指定の取り消しについて準用する。

（指定管理者による指定の取消しの申出）

第50条 指定管理者は次のいずれかに該当する場合、市に対して指定の取消しを申し出ることができるものとする。また、第4号に規定する事由が生じたときは、速やかに市長に報告するものとする。

(1) 市が本協定内容を履行せず、又はこれに違反したとき。

(2) 市が任意に指定の取消しを申出たとき。

(3) 市の責めに帰すべき事由により指定管理者が損害または損失を被ったとき。

(4) 指定管理者の責めに帰さない事由により、管理運営業務の継続が困難になったとき。

2 市は、前項の申出を受けた場合、指定管理者との協議を経てその処置を決定するものとする。

（不可抗力による指定の取消し）

第51条 市又は指定管理者は、不可抗力の発生により、本業務の継続等が困難と判断した場合は、相手方に対して指定の取消しの協議を求めることができるものとする。

2 協議の結果やむを得ないと判断された場合は、市は指定の取消しを行うものとする。

3 前項における取消しによって指定管理者に発生する損害・損失及び増加費用は、合理性が認められる範囲で市が負担することを原則として市と指定管理者の協議により決定するものとする。

（違約金）

第52条 指定管理者は、第49条の規定により、指定を取り消され、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、1ヶ月分の指定管理料に相当する額（市と協議して定める額）を違約金として市が指定する期日までに納めなければならない。

- 2 前項の規定により違約金が生じた場合において、市に未払いの指定管理料があるときは、市は、当該違約金債権と当該未払いの指定管理料債務を対当額にて消滅させることができる。

(取消し等による損害の賠償)

第53条 指定管理者は、違約金によって、第49条の規定による指定の取消し、又は本業務の全部若しくは一部の停止により市に与えた損害を補てんすることができないときは、その不足額に相当する金額を賠償しなければならない。

- 2 地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、指定管理者に損害・損失や増加費用が生じて、市はその賠償の責めを負わない。

(指定期間満了以前の取扱い)

第54条 第46条から第48条までの規定は、第49条から第51条までの規定により本協定が終了した場合に、これを準用する。ただし、市と指定管理者が合意した場合はその限りではない。

第11章 その他

(暴力団排除に関する協力義務)

第55条 指定管理者は、本業務の遂行に当たって暴力団員等による不当な行為を受けたときは、市に報告するとともに、管轄警察署への通報その他の暴力団の排除のために必要な協力を行わなければならない。

- 2 指定管理者は、本業務に係る下請契約その他の契約に際しては、当該契約の相手方に対し、当該契約に係る業務の遂行にあたって暴力団員等による不当な行為を受けたときは、指定管理者を通じて市に報告するとともに、管轄警察署への通報その他の暴力団の排除のために必要な協力を行なうよう求めなければならない。

(権利・義務の譲渡の禁止)

第56条 指定管理者は、本協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、事前に市の承諾を受けた場合はこの限りでない。

(法人格の変更等)

第57条 指定管理者（共同事業体の場合は、「指定管理者又は指定管理者を構成する団体」）は、合併、分割等により、法人格の変更又は団体を構成する要素の重要な変更（以下「法人格の変更等」という。）が見込まれる場合には、速やかに市に報告しなければならない。

- 2 市は、前項の報告があった場合は、法人格の変更等について確認するために必要な書類の提出を求めることができるものとする。
- 3 指定管理者は、前項の規定に基づき市から求めがあったときは、速やかに必要な書類を市に提出しなければならない。

(本業務の範囲外の業務)

第58条 指定管理者は、記念館の設置目的に合致し、かつ本業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、自主事業を実施することができるものとする。

- 2 指定管理者は、自主事業を実施する場合は、市に対して自主事業の計画書を提出し、事前に市

の承諾を受けなくてはならない。その際、市と指定管理者は必要に応じて協議を行うものとする。

3 市及び指定管理者は、自主事業を実施するに当たって、別途の自主事業の実施条件等を定めることができるものとする。

4 指定管理者は、応募時に実施の提案をした自主事業について実施しなければならない。ただし、市が認める特別の理由がある場合はこの限りでない。

(本業務の実施に係る指定管理者の口座)

第59条 指定管理者は、本業務の実施に係る支出及び収入を適切に管理することを目的として、本業務に固有の口座を開設し、その適切な運用を図るものとする。ただし、市と指定管理者間の協議により、固有の口座を開設しなくとも支出及び収入を適切に管理できる場合はこの限りでない。

(請求、通知等の様式その他)

第60条 本協定に関する市と指定管理者との間の請求、通知、申請、申出、報告、承認、承諾及び解除は、本協定に特別の定めがある場合を除き、書面又は電子データにより行わなければならない。

2 本協定の履行に関して市と指定管理者間で用いる言語は、日本語とする。

3 本協定の履行に関して市と指定管理者間で用いる計量単位は、本協定に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)の定めるところによる。

(協定の変更)

第61条 本業務に関し、本業務の前提条件や内容が変更したとき又は特別な事情が生じたときは、市及び指定管理者は、協議の上、本協定の規定を変更することができるものとする。

(解釈)

第62条 市が本協定の規定に基づき書類の受領、通知若しくは立会いを行い、又は説明若しくは報告を求めたことをもって、市が指定管理者の責任において行うべき業務の全部又は一部について責任を負担するものと解釈してはならない。

(疑義についての協議)

第63条 本協定の各条項等の解釈について疑義を生じたとき又は本協定に特別の定めのない事項については、市及び指定管理者は、協議の上、これを定めるものとする。

(年度協定の締結)

第64条 本協定に基づき、市及び指定管理者は、協議の上、年度協定を締結することが出来る。

(裁判管轄)

第65条 本協定から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、記念館の所在地を管轄する地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

本協定は、浜松市指定管理者による公の施設の管理に関する条例(平成20年浜松市条例第61号)第8条に基づき、協定を締結するものである。

本協定を証するため、本書を2通作成し、市と指定管理者がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

〇〇年〇〇月〇〇日

市	所在地	浜松市中央区元城町 1 0 3 番地の 2
	名称	浜松市
	代表者	浜松市長 ○ ○ ○ ○ 印

住所又は所在地 ○○
指定管理者 名 称 ○○
代 表 者 ○○ 印

個人情報の取扱いに係る特記事項

指定管理者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、個人情報を取り扱う際には、以下の事項を遵守しなければならない。

- 1 指定管理者は、本協定の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。指定期間が終了した後も同様とする。
- 2 指定管理者は本協定の履行に関して知り得た個人情報について、市が指定した目的の範囲内でしか利用してはならない。
- 3 指定期間終了後、市の指示により保管を要するものとされた個人情報は、市が指定した目的の範囲内で使用することができる。ただし、市がその利用を停止するように求めたときは、指定管理者は直ちに利用を停止しなければならない。
- 4 指定管理者は業務上の目的で個人情報を取り扱う場合であっても、次の各号に掲げる行為を行う場合については、当該行為を行うことができる場合を必要最小限に限定しなければならない。
 - (1) 個人情報を複製する場合
 - (2) 個人情報を送信する場合
 - (3) 個人情報が記録されている媒体の外部への送付又は持ち出し
 - (4) その他個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為
- 5 指定管理者は組織的安全管理措置として次の各号に掲げる措置をとらなければならない。
 - (1) 組織体制の整備
 - (2) 個人情報の取扱いに係る規律に従った運用
 - (3) 個人情報の取扱状況を確認する手段の整備
 - (4) 漏えい等の事案に対応する体制の整備
 - (5) 個人情報の取扱状況の把握及び安全管理措置の見直し
- 6 指定管理者は人的安全管理措置として、従事者に必要な教育をしなければならない。
- 7 指定管理者は物理的安全措置として、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。
 - (1) 個人情報を取り扱う区域を限定しなければならない。
 - (2) 個人情報が記録されている媒体を定められた場所に保管するとともに、必要があると認めるときは、耐火金庫への保管、施錠等を行わなければならない。
 - (3) 個人情報が記録されている媒体を外部へ送付し又は持ち出す場合には、市の許可を得るとともに、パスワード等を使用して権限を識別する機能を設定する等のアクセス制御のために必要な措置をとる。
- 8 指定管理者は技術的安全管理措置として次の各号に掲げる措置をとらなければならない。
 - (1) 当該個人情報にアクセスする権限を有する者の範囲と権限の内容を、業務を行う上で必要最小限の範囲に限定しなければならない。
 - (2) アクセス権限を有しない者は、個人情報にアクセスしてはならない。
 - (3) アクセス権限を有する場合であっても、業務上の目的以外の目的で個人情報にアクセスしてはならず、アクセスは必要最小限としなければならない。
 - (4) アクセス状況を記録し、その記録を一定期間保存し、及びアクセス記録を定期的に分析しなければならない。また、アクセス記録が改ざんされないように必要な措置をとらなければならない。
 - (5) 外部からの不正アクセスを防止するため、必要な措置をとらなければならない。

- (6) 個人情報を含む電磁的記録又は媒体の誤送信・誤送付、又はウェブサイト等への誤掲載を防止するため、個別の事務・作業において取り扱う個人情報の秘匿性等その内容に応じ、複数の従業員による確認やチェックリストの活用等の必要な措置をとる。
- 9 指定管理者は、個人情報の漏えい等の事案が発生した場合は、直ちに市に通報するとともに、その詳細について書面をもって報告しなければならない。あわせて、漏えいした個人情報の拡散を防止する等の必要な措置をとらなければならない。
- 10 指定管理者は、個人情報又は個人情報が記録されている媒体（端末及びサーバに内蔵されているものを含む。）が不要となった場合には、業務責任者の指示に従い、一切の個人情報を溶解、焼却、切断等の復元又は判読が不可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行う。その際に市が立ち会いを求めた時は、業務に特別な支障を生じることがない限り拒むことはできない。
- 11 前項の規定により、廃棄を実施した場合は、その処分内容を書面により市に報告しなければならない。また、保有した個人情報をそのまま返却する場合においても同様に報告しなければならない。
- 12 指定管理者は、市の求めに応じ、個人情報の管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、報告しなければならない。また、業務に特別な支障を生じる場合を除いて、市が実地検査を求めたときはこれに応じなければならない。
- 13 指定管理者は、業務の一部を第三者に委託（委託先が指定管理者の子会社である場合も含む。）する場合には、個人情報の取扱いについて第1項から第10項までの措置をとるように委託先を監督しなければならない。

賃金スライド制度の取扱いに係る特記事項

本協定における、賃金水準の変動に伴う賃金スライド制度は以下のとおり取扱うものとする。
なお、本特記事項と本協定の本特記事項以外の条項で記載内容に相違があるときは、本特記事項の記載内容が優先するものとする。

1 対象人件費

賃金スライド制度の対象とする人件費は、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 11 条に規定される賃金で、本業務に係る人件費のうち、賃金水準の変動により直接的な影響を受けるものとする。

2 定義

本特記事項において使用する用語の定義は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 時給制職員 賃金の主たる部分を時給計算している職員をいう。
- (2) 月給制職員 賃金の主たる部分を月給計算している職員をいう。
- (3) 静岡県最低賃金 静岡県労働局が公表する最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）により決定する静岡県における最低賃金をいう。
- (4) 月例給 浜松市人事委員会が公民給与の較差を算出するために毎年度実施する「職種別民間給与実態調査」における月例給の平均値をいう。
- (5) 特別給の支給割合 浜松市人事委員会が公民給与の較差を算出するために毎年度実施する「職種別民間給与実態調査」における年間の特別給の支給割合をいう。
- (6) 賃金スライド基準額 指定に係る申請時に指定管理者が提出した、対象となる人件費を記載した「対象人件費等計算書」の額とする（以下、「基準額」という。）。
- (7) リスク負担額 基準額に 1.0%を乗じた額（1 円未満四捨五入）とする。

3 変動率の計算方法

市は、各年度に時給制職員については計算式 1 を、月給制職員については計算式 2 を用いて変動率を計算する。変動率は、計算した率の小数点第 3 位を四捨五入するものとする。

計算式 1

$$\text{変動率(\%)} = \frac{\text{N年度静岡県最低賃金} - (\text{N-1} \text{年度静岡県最低賃金})}{(\text{N-1} \text{年度静岡県最低賃金})} \times 100$$

計算式 2

$$\text{変動率(\%)} = \frac{\{\text{N年度月例給} \times (12 + \text{N年度特別給の支給割合})\} - \{(\text{N-1} \text{年度月例給} \times (12 + (\text{N-1} \text{年度特別給の支給割合}))\}}{(\text{N-1} \text{年度月例給} \times (12 + (\text{N-1} \text{年度特別給の支給割合}))} \times 100$$

4 賃金スライド額の算出

市は、別添「賃金スライド額の算出方法」のとおり、2 通りの方法（[1]基準額に基づく算出、[2]前年度実績に基づく算出）で賃金スライド額を算出する。

5 前年度実績額の報告

指定管理者は、前項に記載の〔２〕前年度実績に基づく算出のため、毎年度終了後、基本協定書に基づく事業報告書の提出期限までに、対象人件費の実績額が記入された「対象人件費等実績報告書」を作成し、市に報告するものとする。

６ 賃金スライド額の確定

市は、第４項に基づき、２通りの方法で算出した賃金スライド額を比較し、絶対値の小さい額を賃金スライド額として採用する。ただし、第３項〔１〕基準額に基づき算出した額がプラスの場合は、賃金スライド額は０を下限とし、第３項〔１〕基準額に基づき算出した額がマイナスの場合の賃金スライド額は０を上限とする。

７ 賃金スライド額の確定通知

市は、第６項により確定した額を指定管理者に通知する。

８ 増額の場合における委託料の支払い

- （１）第６項により確定した額が増額の場合、市は、確定した額に消費税及び地方消費税額を加算した額を委託料として指定管理者からの請求により支払うものとする。
- （２）前項の規定による請求は、委託料の支払いに関する請求書を市に送付することにより行うものとする。
- （３）市は、前項の請求書を受領した日から３０日以内に、当該請求書に係る委託料を支払うものとする。

９ 減額の場合における相当額の納付

第６項により確定した額が減額の場合、指定管理者は、確定した額に消費税及び地方消費税額を加算した額を正の値にしたものに相当する金額を、市が発行する納入通知書により指定する日までに支払うものとする。

賃金スライド額の算出方法

Ⅰ 計算式

算出方法	算出年数	計算式
[1] 基準額に 基づく 算出	2年目	賃金スライド額 = [2年目見直し額] ±[リスク負担額※1]
	3年目 以降	N年目※2 賃金スライド額 = [(N-1)年目基準額合計※3]+[N年目見直し額合計]-[基準額合計] ±[リスク負担額※1]
[2] 前年度 実績額に 基づく 算出	2年目	賃金スライド額 = [1年目実績額合計]+[2年目見直し額]-[基準額合計] ±[リスク負担額※1]
	3年目 以降	N年目※2 賃金スライド額 = [(N-1)年実績額合計]+[N年目見直し額合計]-[基準額合計] ±[リスク負担額※1]

- ※1 リスク負担額計算前までの計算結果>0 ⇒ 計算結果-リスク負担額
 リスク負担額計算前までの計算結果=0 ⇒ 計算終了
 リスク負担額計算前までの計算結果<0 ⇒ 計算結果+リスク負担額
- ※2 N>3
- ※3 [(N-1)年目基準額合計]=基準額+(N-1)年目まで各年の見直し額合計の和
【例】4年目基準額合計 = 基準額+2年目見直し額+3年目見直し額

Ⅱ 算出手順

手順① [1]基準額に基づく賃金スライド額を算出する。

手順② [2]前年度実績額に基づく賃金スライド額を算出する。

- (i) [1]基準額に基づく賃金スライド額>0円の場合 ⇒ 採用する賃金スライド額は、0円を下限とするため、
 [2]前年度実績額に基づく賃金スライド額≥0

【例】[2]前年度実績額に基づく賃金スライド額の計算結果が-2千円でも、算出される賃金スライド額は0円

- (ii) [1]基準額に基づく賃金スライド額<0円の場合 ⇒ 採用する賃金スライド額は、0円を上限とするため、
 [2]前年度実績額に基づく賃金スライド額≤0

【例】[2]前年度実績額に基づく賃金スライド額の計算結果が+2千円でも、算出される賃金スライド額は0円

手順③ [1]、[2]の算出額を比較し、絶対値の小さい額を賃金スライド額として採用する。

指定管理者による施設点検業務の共通仕様書

1 目的

本共通仕様書は、指定管理者が管理する公の施設の安全性、機能性、快適性を確保するため、指定管理者が実施する点検業務について定める。

2 用語の定義

本共通仕様書において使用する用語の定義は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 法定点検 法令で定められた点検をいう。
- (2) 一般点検 施設の安全性、機能性、快適性を維持するために必要な点検をいう。
- (3) 日常点検 施設を常に良好な状態に保つため、施設の用途、規模等に応じた内容及び頻度で指定管理者が実施する日常的な点検をいう。

3 点検計画の策定

指定管理者は、年度開始時に、当該施設に必要な法定点検、一般点検及び日常点検の実施計画を明記した「年度保全点検計画」を策定し、市の承認を得ること。

4 点検の実施

- (1) 指定管理者は、「年度保全点検計画」に従い、点検を実施すること。
- (2) 指定管理者は、法定点検及び一般点検を実施する際は、点検項目や点検範囲を予め点検者（法定点検及び一般点検を第三者委託により行う場合は、受託者。以下、同じ。）に確認した上で、日常点検により把握している不具合箇所を共有すること。点検者から提出された点検結果報告は点検洩れがないか確認をするとともに、点検者から十分な説明を受けて指摘事項の把握をすること。
- (3) 指定管理者が行う日常点検のうち、年2回程度、市が指定する「公共建築物日常点検チェック票」を活用して実施すること。
- (4) 指定管理者は、「年度保全点検計画」で定めた点検の他、施設の巡視等により、避難経路の確保状況、危険箇所や不審物及び危険物の有無、悪天候による影響（浸水、倒木等）、有害鳥獣の痕跡や被害の有無、その他劣化破損の有無などを確認し、常に施設を安全で快適な状態に維持するよう努めること。
- (5) 点検で見つかった不具合については、指定管理者が速やかに適切な措置を行うとともにリスク分担表に基づき指定管理者が負担者となる場合は、自己の費用と責任で速やかに修繕を行うこと。
- (6) 基本協定書及びリスク分担表で定める市が自己の費用と責任で実施すべき不具合については、速やかに市に報告をすること。
- (7) 施設の安全や運営に関わる不具合や、危険な状況を発見した場合は、直ちに適切な措置を講じた上で口頭により市へ報告し、遅滞なく書面で詳細を市へ報告すること。

5 点検結果の報告

指定管理者は、以下の定めに従い、点検結果を市へ報告するものとする。

(1) 報告事項

月次報告、事業報告（年次）、施設点検報告書（提出を求められたとき。）

(2) 報告内容

- ・月次報告及び年次報告は、法定点検、一般点検及び日常点検等の点検結果及び不具合箇所への措置(第4項6号に基づく市が実施すべき対応を含む)、点検日実績を記入した「年度保全点検計画」等
- ・施設点検報告書は、法定点検、一般点検及び日常点検の点検結果及び不具合箇所への措置を市の指定する書式に記入したものとする

仕様書（案）

浜松市立賀茂真淵記念館

指定管理者公募仕様書
（案）

浜松市市民部文化財課

令和7年6月

1 施設の概要

- (1) 名 称 浜松市立賀茂真淵記念館
- (2) 所 在 地 浜松市中央区東伊場一丁目 22 番 2 号
- (3) 対象物件 鉄筋コンクリート造 2 階建
- (4) 敷地面積 1,327.06 m²
- (5) 延床面積 715.56 m²
- (6) 施 設
- | | | | |
|---------|----------------------|---------|-----------------------|
| ロビー | 76.28 m ² | 展示室 | 124.71 m ² |
| 事務室 | 41.93 m ² | トイレ | 26.84 m ² |
| 会議室 | 39.40 m ² | 講座室 | 54.97 m ² |
| 機械室 | 26.00 m ² | 倉庫 | 19.00 m ² |
| 研究作業室 | 57.01 m ² | 保管庫 | 33.50 m ² |
| 消毒室 | 10.78 m ² | 第 1 収蔵庫 | 77.87 m ² |
| 第 2 収蔵庫 | 10.78 m ² | | |
- (7) 主 設 備
- 空調設備
- 給排水衛生設備
- 消化設備
- 電気設備（受電電圧、照明設備、非常放送設備、火災報知設備）
- (8) 附帯施設
- ア 名 称 浜松市立賀茂真淵記念館第 1 駐車場
- 所在地 浜松市中央区鴨江二丁目 1518 番，同 1521 番 2
- 敷地面積 452.92 m²
- イ 名 称 浜松市立賀茂真淵記念館第 2 駐車場
- 所在地 浜松市中央区東伊場一丁目 4511 番 2
- 敷地面積 1226.09 m²
- ウ 名 称 賀茂真淵翁顕彰碑広場
- 所在地 浜松市中央区東伊場一丁目 4498 番
- 敷地面積 322.86 m²
- (9) そ の 他 敷地内の外構及び植栽等

2 浜松市立賀茂真淵記念館の設置趣旨

浜松市立賀茂真淵記念館（以下「記念館」という。）は、賀茂真淵の業績及び遠江の国学に関する知識を広め、文化の向上に資することを 目的として設置された施設であり、身近な学習の機会の提供を通して、市民意識の高揚を図り、併せて市民文化の向上と地域文化の発展に寄与することを目的とする。

3 記念館の運営基本方針

記念館の設置趣旨を踏まえ、身近な学習の機会の提供を通して、市民意識の高揚を図り、併せて市民文化の向上と地域文化の発展に寄与することを、運営の基本方針とし、以下の事業を実施する。

(1) 資料の収集・保存・研究

賀茂真淵の顕彰と、真淵の門人及びその学統の流れをくみ、遠州の国学を樹立した諸々の国学者の貴重な著作、遺墨、遺稿等の資料を収集・保存し、研究に努める。

(2) 資料の展示紹介

真淵の業績を掘り起こし、その師や弟子、あるいは遠江国学の関係資料等をわかりやすく展示紹介（平常展・特別展・夏休み学習展）を行う。

(3) 講座・講演会等の開催

多岐にわたる真淵の業績及び遠江国学などに関する講座・講演会等の開催により市民文化の向上を図る。

(4) 賀茂真淵や遠江国学等を調査研究する市民団体の拠点

賀茂真淵や遠江国学等に親しみ、調査研究を行う市民団体等の活動の拠点としての環境づくりを進める。

4 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

5 施設運営に関わる業務

記念館の施設運営に関する業務の基準は以下のとおりとする。

(1) 施設の開館時間・休館日

ア 月曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日の翌日、12月29日から翌年の1月3日までを休館日とする。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日の翌日が土、日曜日に当たるときは変更する。

イ 開館時間は午前9時30分から午後5時までとする。

ウ 指定管理者が利用者サービスの向上を図るため臨時に開館する場合、また休館日や開館時間を変更する場合はあらかじめ市長と協議すること。

(2) 職員の配置

ア 管理運営業務を実施するために必要な業務執行体制を確保するとともに、管理運営を行うための業務形態にあった適正な人数の職員を配置すること。

イ 記念館を総括する管理責任者として、館長を1名配置すること。

ウ 賀茂真淵、遠江の国学等、記念館の運営上必要な学術知識を持った職員を2名以上配置すること。

エ 職員の勤務体制は、施設の管理運営に支障がないように配慮するとともに、利用者の要望に応えられるものにすること。

オ 労働関係の法令を遵守すること。

(ア) 労働関係法令遵守について、浜松市が書面や立入りによる調査を行う場合は協力すること。

(イ) 必要に応じ労働基準法第36条における協定を締結し、労働基準監督署に届出ること。

(3) 館長の業務

ア 記念館の統括

記念館の管理運営における指揮監督等業務全ての統括を行うこと。

イ 市との連絡・調整

市との管理運営全般に関する連絡・調整を行うこと。

ウ その他関係機関等との連絡・調整

記念館の関係機関・団体等との連絡・調整を行うこと。

エ 施設の維持管理

- (ア) 利用者に快適な環境を提供できるよう施設の維持管理を行うこと。
- (イ) 利用状態の確認を行うこと。
- (ウ) 施設の管理運営に支障をきたす場合は、入館制限、入館禁止等の措置をとること。

オ 委託業務の監督・指導

受託者に対し適切な管理・指導を行うこと。

カ 苦情受付・処理・報告

- (ア) 記念館に対し寄せられた苦情・要望等进行处理すること。
- (イ) 簡易な案件は指定管理者が対処し、市へ報告すること。
- (ウ) 市の判断を要する案件については、市に報告し、指示を受けること。

(4) 利用料金等

ア 記念館の展示品を観覧しようとする者から、利用に係る料金（利用料金）を徴収する。

イ 利用料金については浜松市立賀茂真淵記念館条例に規定する範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。利用料金を変更しようとするときも同様とする。

《参考》※区分の概要 小人：小中学生、中人：高校生、大人：15歳以上の高校生以外

区分			金額
個人	平常展	小人	無料
		中人	150円
		大人	310円
	特別展	小人	市長が定める額
		中人	市長が定める額
		大人	市長が定める額
団体	平常展	有料の観覧者20人以上1人につき	個人に係る所定の利用料金の8割に相当する額
	特別展	有料の観覧者80人以上1人につき	個人に係る所定の利用料金の6割に相当する額

ウ 指定管理者は、市長の承認を得たときは、その旨及び当該利用料金の額を公表すること。

エ 利用料金は前納とする。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、当該利用料金の全部又は一部を利用後に納付することができる。料金の徴収は、現状の方法を参考に利用者の利便性を考慮して定める。

オ 利用料金は指定管理者の収入とする。

カ 徴収した利用料金については、必要な帳票書類を作成する。

キ 利用料金の減免の適用については浜松市立賀茂真淵記念館条例及び同条例施行規則で定めるところによる。

(5) 利用者対応及び利用実績

ア 来館者の受付、利用案内及び施設見学等、迅速なサービスに努め対応すること

イ 電話、ファックス、電子メールによる問い合わせに迅速に対応すること。

ウ 利用申請の際、施設利用に関わる利用者の相談に対応する。

エ 施設利用のための書類や利用の手引き等、利用者の利便向上となる資料等の作成。

オ 利用者とのトラブル防止のため、対応については万全を期すとともに、苦情については記録にとどめ、市に速やかに報告すること。

カ 指定管理者は日報を作成する。また、毎月、月初めに、前月の利用実績を月次報告書として市に提出すること。

(6) 危機管理と責任分担

ア 指定管理者は、管理運営上生じた利用者への損害や施設設備の日常的な損傷等の第一次的責任を有するものとし、被害が最小限となるよう、迅速に対応するとともに、直ちに市に報告するものとする。

イ 天災等不測の事態や施設の火災保険等の包括的管理責任は市に属するものとする。

ウ 事故・火災等による施設の損傷及び被災者に対する責任については、事案の要因等により、その都度判断する。

(7) その他

ア 公の施設であることを常に念頭において、公平な運営を行うこととし、特定の団体等に有利あるいは不利になる運営をしないこと。

イ 指定管理者が記念館の管理運営に係る各種規定・要綱等を作成する場合は、市と協議を行うこと。

ウ 協定等に規定がない場合は、市の規定・方針等に基づき業務を実施すること。

エ 市の施策・事業に積極的に協力すること。

オ 記念館の管理運営に従事する職員は、常に清潔な服装を着用し、利用者が施設職員とわかるよう、名札を着用すること。また、常に接遇の向上に努めること。

6 施設管理に関わる業務

記念館の施設の管理に関する業務の基準は以下のとおりとし、安全かつ効率的な施設管理を実施すること。なお、実施に際しては、必要とされる官公署の免許、許可、認可等を受けるものとする。（業務委託をする場合については、再委託先の免許等の保有を確認すること。）

(1) 施設及び展示物の保守管理に関すること

ア 退館時には外部開口部の施錠、各室の戸締りを確実に行うこと。

イ 展示資料の汚損等に注意をはらい、館内の巡回は1日2回以上、必要に応じて行うこと。

ウ 火気の点検については、湯沸室、喫煙所等火気の使用場所に重点を置いて行うこと。

エ 休館日、夜間など職員不在時の警備は機械警備で対応すること。

(2) 清掃、庭園管理に関すること

ア 施設にふさわしい状態を常に保持し、利用者に不快な印象を与えないよう清掃を行うこと。

イ 日常清掃として、ロビー、展示室、講座室、会議室、トイレの清掃を行い良好な状態を保つこと。

ウ 特別清掃として、館内床のワックスがけ、窓拭きを行い良好な状態を保つこと。

エ 塵芥排出業務として、可燃、不燃の分別を行うこと。

オ 庭園の除草、剪定、施肥並びに病害虫の駆除を行うこと。

カ 顕彰碑広場及び緑地（第2駐車場）の清掃と除草を行い良好な状態を保つこと。

キ 清掃作業、庭園管理作業については、施設利用者の妨げとならないよう行うこと。

(3) 設備保守に関すること

ア 日常業務に支障の無いよう、冷暖房・消防・非常通報設備保守及び消毒装置の点検を行い、良好な状態を保つこと。（対象箇所、回数等については、浜松市立賀茂真淵記念館管理

項目一覧を参照)

イ AEDを設置し、保守点検を行うこと。

(4) 公共建築物定期点検

ア 建築基準法第12条に基づいた、建築物、機械、電気設備等の定期点検業務を実施すること。

イ 法令で定められた定期点検の実施後、定期点検報告書にて点検結果を報告すること。

(5) 備品等の保守管理

ア 施設の管理運営についての備品を適切に管理し、また館蔵資料の燻蒸作業を行い、良好な状態を保つこと。

イ 備品管理簿の管理を行うこと。

ウ 備品等が破損、不具合等が生じた際には、速やかに市に報告すること。

エ 施設運営に支障をきたさないよう、適宜消耗品を購入し、管理を行う。不具合等が生じたものについては随時更新すること。

(6) 光熱水費等の支出

ア 各事業者の請求に基づき光熱水費、電話料、下水道使用料、リース物品使用料、NHK受信料等を支出すること。

イ 利用者の快適な利用に努めるとともに、光熱水費の節減に努めること。

(7) 浜松市地球温暖化対策実行計画に関する事項

ア 温室効果ガス排出削減に取り組むこと

・エネルギー管理標準に従い設備を運用し、エネルギー使用の管理を行うこと。

イ エネルギー使用量及び設備使用状況等の報告書を市に提出すること

・受託者が自ら調達し、施設の運用で使用したエネルギー使用量を報告すること。

(8) 施設の安全管理、防火・防災

ア 記念館の危機管理マニュアルを作成し、施設における事故発生に備え、事故等があった場合は、直ちに応急処置を施す等人命救助を第一とした必要な措置を講じるとともに、市に連絡をし、事後速やかに文書で顛末を報告すること。

イ 事故、火災、自然災害等に備えた安全管理を行うこと。

ウ 指定管理者は、第一次的責任を有するものとし、被害が最小限となるよう、迅速に対応するとともに、直ちに市に報告すること。

エ 防火責任者を選任し、担当業務を行うこと。

オ 防火、防災及び防犯に係る届け出等を関係機関へ提出すること。

カ 防災訓練を年2回以上実施すること。

キ 災害発生時には、利用者の安全の確保と避難誘導を行うこと。また、市と緊密な連絡をとりながら情報収集に努め、利用者の安全確保を第一とすること。

ク 施設、設備等において修繕すべき箇所がないか日常点検を行い、利用者が安全、安心、快適に利用できるよう施設全体の安全管理に務めること。

(9) 施設の修繕、工事に関すること

ア 施設の良好な状態と美観を維持するよう努めること。

イ 不具合を発見した場合は、軽微な損傷にあっては状況を確認の上、速やかに市に報告するとともに、修繕（1件10万円未満の修繕）を実施すること。

ウ 損傷の程度が大きい場合は、状況を確認の上、速やかに市に報告し、指示を受けること。

7 事業実施に関わる業務

記念館の事業の実施に関する業務の基準は以下のとおりとする。

(1) 展覧会・講座等企画の実施に関すること

- ア 平常展として、館収蔵作品を中心に、賀茂真淵の業績を紹介するための展示を、前後期2期に分け通年で開催すること。
- イ 特別展として、年1回真淵の師弟、あるいは遠江国学の関係資料等を展示し、その業績を広く市民に紹介すること。
- ウ 小・中学生対象に郷土の偉人への理解を深めるため、夏休み学習展を実施すること。
- エ 記念館の設置趣旨に沿った講座を6回以上開催すること。
- オ 上記の展覧会・講座のほかに、使用料収入の増加や観光資源としての価値の創出するため、ユニークベニユーなど新たな展覧会・講座等企画を実施すること。

(2) 資料の収集、調査研究、保存、整理に関すること

- ア 収蔵資料に関する調査研究を行うこと。
- イ 図書館、大学及び個人が所蔵している国学関係資料の調査研究を行うこと。
- ウ 収蔵資料の表装替え等の修理を行い、良好な状態を保つこと。
- エ 国学関係資料の寄贈及び収集情報を得た場合は、市に報告すること。

(3) 渉外及び広報に関すること

- ア 電話、ファクシミリ、電子メール等での照会に対し回答を行うこと。
- イ 広報はままつ等市関連広報紙へ事業の情報提供を行うこと。
- ウ 新聞、テレビ、ラジオ、雑誌等の取材に対応し、積極的に施設及び事業の周知を行うこと。
- エ チラシ、ポスター、リーフレット等印刷物、インターネット等電子媒体により広報を行うこと。
- オ 職場体験・実習等の申出があった場合は、可能な限り受け入れ、必要な説明等を行うこと。
- カ 公共施設等から収蔵資料の貸出について依頼があった場合は、申込書を添えて市に報告を行い対応すること。

(4) 展示室における案内及び説明に関すること

- ア 入館者、電話等での展示内容の質問に対する回答及び資料の説明を行うこと。
- イ 児童生徒等の学習見学に対する説明を行うこと。

(5) 目録の作成・販売に関すること

- ア 浜松市立賀茂真淵記念館名品目録を作成し、購入希望者に販売を行うこと。

(6) 指定管理者の自主事業

- ア 指定管理者は、記念館の設置趣旨に適合する範囲において、本施設を利用して、自らの企画による事業を実施し、または事業の誘致等を行い、自らの収入とすることができる。事業の企画・誘致に係る費用は、すべて指定管理者の負担とすること。
- イ 事業の企画・誘致の内容については、各年度の事業計画書の作成時に市と協議を行い、市の承認を得ること。実際の実施に当たり、当該年度の実施計画との変更が生じる場合は、市と調整を行い、確認を得ること。
- ウ 事業の企画・誘致にあたっては、以下に示す条件を満たすこと。

- (ア) 本施設の設置目的に適合すること。
- (イ) 市が本施設の使用を求める日程以外の使用とすること。
- (ウ) 施設利用が市の要求する運営サービスに支障をきたさないこと。
- (エ) 公序良俗に反しない事業とすること。
- (オ) 関連する法規を遵守し、施設の特徴等に沿った内容とすること。

8 その他業務

(1) 事業計画書

次年度の事業計画書を作成し、市に提出すること。計画書の作成にあたっては、市と協議して行うこと。また、事業計画書とともに、収支計算書を市に提出すること。

(2) 事業報告書

事業完了後４５日以内に下記を内容とする事業報告書を作成し、市に提出すること。

- ア 管理運営の実施状況及び利用状況
- イ 管理運営に係る経費の収支状況（収支決算書）
- ウ 自主事業の実施状況及び収支状況（収支決算書）
- エ 利用者アンケートの概要及び利用者からの苦情、意見等
- オ 施設・設備の損傷、減耗、不具合の状況
- カ その他協定書で定める管理の状況を把握するために必要な事項

(3) 業務評価の実施

施設の管理運営や事業の向上に資するため、利用者等の意見を定期的に集約し、業務評価を行う。業務評価は直接、業務改善に役立てるとともに、記録に残し、次年度事業に反映させるものとする。

(4) 事後評価の掲示

市民部指定管理者選定会議（文化・スポーツ振興担当）が、年１回実施する指定管理者の事後評価の結果を記念館の施設内に常時掲示すること。（事後評価結果は、市ホームページにも掲載する。）

(5) 情報管理

ア 個人情報の保護

指定管理者は、業務上知り得た秘密を他に漏らさないこと。また、個人情報を取り扱う際には、浜松市個人情報保護条例を遵守すること。指定の期間が終了し、又は指定を取り消された後も同様とする。

イ 情報公開

文書の開示等情報公開については、市の情報公開の規定に準じて取り扱うこと。

(6) 経理

- ア 支払いに関する事務全般を行うこと。
- イ 月ごと出納計算書の作成を行うこと。
- ウ その他の付属資料の作成を行うこと。

(7) 物品・備品の発注、管理等

ア 業務に使用する物品・備品に関すること

- (ア) 市が貸与する物品・備品

別紙「備品台帳」「長期使用物品台帳」に定める備品

- (イ) 指定管理者が準備すべき物品・備品
コピー機、パソコン関連機器、事務用品等
その他必要な物品類は、自己費用で調達すること。
- (ウ) 物品・備品の所有権の帰属
別紙「備品台帳」「長期使用物品台帳」に定める備品については、市の所有とする。
- イ 必要な物品・備品を購入する場合に関すること
 - (ア) 業者との契約に関する事務を適正に行うこと。
 - (イ) 納入物品の確認、支払いに関する事務を適正に行うこと。
 - (ウ) 物品・備品台帳等により適正な管理を行うこと。
- (8) 市との連絡調整
 - ア 記念館の円滑な管理運営のため、市との連絡調整を行うこと。
 - イ 文芸団体等との連絡調整を行い、利用者サービスの向上を図ること。
- (9) 職員の資質向上
職員の資質・能力向上を図り、市民サービスの向上に努めること。
- (10) 指定期間終了時の引継ぎ業務
次期指定管理者が円滑に記念館の管理運営業務を遂行できるよう、指定期間終了時に、指定管理者は引き継ぎ期間を設け、引継ぎを行うものとする。
- (11) その他日常業務の調整

9 留意事項

(1) 施設運営に関する留意事項

- ア 浜松市規則に定める団体の施設利用料金を減免する際は、理由を付した文書を審査のうえ減免するものとする。
- イ 浜松市が施設を利用する場合及び浜松市との共催により、関係団体が施設を利用する場合の先行予約等については、浜松市と指定管理者が事前に調整して行う。
- ウ 市制記念日である7月1日、県民の日である8月21日及び文化の日である11月3日については、利用料金（観覧料）を無料とする。（平常展に係るものに限る。）

(2) 施設管理に関する留意事項

- 不測の事態に備え、施設・備品・第三者賠償等の損害賠償保険に加入する。保険の範囲については協定で定める。

(3) 第三者による実施

- 業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、事前に市の承諾を得た場合は、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができる。再委託等を行う場合には、再委託先の免許、資格等の保有状況を確認すること。

(4) インボイス制度に関する事項

- 利用者の求めに応じてインボイス（適格請求書）を発行するため、インボイス発行事業者の登録すること。

(5) 施設ホームページのドメインの取扱いに関する事項

- ア 前指定管理者からのドメインの引き継ぎに関する事項
指定管理者は、施設ホームページを作成するときは、原則、前指定管理者が取得したドメインを引き継がなければならない。施設ホームページのドメインを引き継がず、新たに

ドメインを取得する場合は、前指定管理者のドメインを指定期間中自らの費用負担により管理しなければならない。

ただし、前指定管理者がサブドメインを使用している等の理由により引き継ぐことができない場合等はこの限りではない。

イ 次期指定管理者へのドメインの引き継ぎに関する事項

指定管理者は、原則、指定期間終了後、施設ホームページのドメインを次の指定期間に係る指定管理者に引き継がなければならない。

ただし、指定管理者がサブドメインを使用している等の理由により引き継ぐことができない場合等はこの限りではない。

指定管理者は、施設ホームページドメインを次の指定期間に係る指定管理者に引き継ぐことができない場合、指定期間終了日から起算して1年を経過する日まで、施設ホームページドメインにアクセスしてきた者に対し、次の指定期間に係るウェブサイトへのアクセスの転送又はサイトの公開が終了した旨の表示の措置を取らなければならない。

(4) その他

ア 施設の管理運営について必要な届け出は、指定管理者が行うものとする。

イ その他、仕様書に記載のない事項については市と協議するものとする。

浜松市立賀茂真淵記念館管理項目一覧

業 務	場所・形態	内 容
清 掃	1 F ロビー及び通路、事務室、展示室、会議室、給湯室、トイレ（男子・女子・身障者用）、外周等	施設にふさわしい状態を常に保持し、利用者に不快な印象を与えないよう清掃を行う。（日常清掃・特別清掃）
	2 F 研究作業室、消毒室、保管室、階段及び通路	
	ガラス清掃 （展示ガラスを含む）	
植栽管理	樹木育成養生等 敷地内及び第2駐車場、顕彰碑 広場	年1回以上 施肥、剪定 年2回以上 消毒 通年：除草
冷暖房装置 保守点検	恒温恒湿装置	年2回以上
	空調制御盤	年2回以上
	膨張タンク	年2回以上
	パッケージ型エアコン	年2回以上
消防設備点検		年2回以上(自動火災報知設備、誘導灯、ハロゲン化物消火設備、非常警報設備・消火器等)
作品燻蒸作業	古文書、掛け軸等	年1回以上
公共建築物 定期点検業務		年1回 建築基準法第12条定期点検

別紙 1 管理物件

1 管理施設

- (1) 名 称 浜松市立賀茂真淵記念館
 (2) 所 在 地 浜松市中央区東伊場一丁目 22 番 2 号
 (3) 対象物件 鉄筋コンクリート造 2 階建
 (4) 敷地面積 1,327.06 m²
 (5) 延床面積 715.56 m²
 (6) 施 設
- | | | | |
|---------|----------------------|---------|-----------------------|
| ロビー | 76.28 m ² | 展示室 | 124.71 m ² |
| 事務室 | 41.93 m ² | トイレ | 26.84 m ² |
| 会議室 | 39.40 m ² | 講座室 | 54.97 m ² |
| 機械室 | 26.00 m ² | 倉庫 | 19.00 m ² |
| 研究作業室 | 57.01 m ² | 保管庫 | 33.50 m ² |
| 消毒室 | 10.78 m ² | 第 1 収蔵庫 | 77.87 m ² |
| 第 2 収蔵庫 | 10.78 m ² | | |
- (7) 主 設 備 空調設備
 給排水衛生設備
 消化設備
 電気設備（受電電圧、照明設備、非常放送設備、火災報知設備）
 (8) 附帯施設
- ア 名 称 浜松市立賀茂真淵記念館第 1 駐車場
 所在地 浜松市中央区鴨江二丁目 1518 番地，同 1521 番地の 2
 敷地面積 452.92 m²
 イ 名 称 浜松市立賀茂真淵記念館第 2 駐車場
 所在地 浜松市中央区東伊場一丁目 4511 番地の 2
 敷地面積 1226.09 m²
 ウ 名 称 賀茂真淵翁顕彰碑広場
 所在地 浜松市中央区東伊場一丁目 4498 番地
 敷地面積 322.86 m²
 (9) そ の 他 敷地内の外構及び植栽等

2 管理物品

第Ⅰ種備品 別紙 4 備品台帳のとおり

第Ⅱ種備品

品名	規格	場所	数量	備考
—	—	—	—	—

長期使用物品 別紙 5 長期使用物品台帳のとおり

長期使用物品（第Ⅱ種備品相当）

番号	品名	規格	場所	備考
—	—	—	—	—

備付物品（第Ⅰ種備品・第Ⅱ種備品以外）

番号	品名	規格	場所	備考
—	—	—	—	—

別紙2（第18号様式） リスク分担表

種 類	内 容	負担者	
		市	指定 管理者
物価・金利変動	物価・金利の変動に伴う経費の増加又は収入の減少 ただし、電気料・ガス料・重油費・灯油費の一定以上の増減は別添「電気料等精算規定」に基づき精算することとする		○
税制・法令改正	施設の管理運営に直接関係する制度改正等による経費の増加又は収入の減少	○	
	上記以外の改正等による経費の増加又は収入の減少		○
その他制度変更	指定管理者制度に直接関係する条例、規則等の改正その他制度変更等による経費の増加又は収入の減少	○	
	上記以外の条例、規則等の改正その他制度変更等による経費の増加又は収入の減少		○
資金調達	資金調達ができなくなったことによる管理業務の中断等		○
需要変動	需要変動による収入の減少又は経費の増加		○
業務内容の変更	行政上の理由による業務内容の変更に伴う経費の増加	○	
	指定管理者の提案に基づく指定期間中途の業務内容の変更に伴う経費の増加		○
不可抗力	不可抗力の発生に起因した損害・損失や増加費用	○	
	不可抗力の発生に起因した事業の中断	協議事項	
施設の損壊等による修繕、事業の中断	指定管理者の管理瑕疵に基づく施設・設備の損傷に伴う修繕費用等の増加及びそれに伴う事業の中断等		○
	指定管理者の管理瑕疵によらない施設・設備の損傷に伴う修繕費用等で1件10万円以上のもの	○	
	指定管理者の管理瑕疵によらない施設・設備の損傷に伴う修繕費用等で1件10万円未満のもの		○
	指定管理者の管理瑕疵によらない施設・設備の損傷に伴う修繕等による事業の中断等	協議事項	
許認可等	市が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによる事業の中止・延期	○	
	指定管理者が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによる事業の中止・延期		○
第三者への賠償	指定管理者の故意又は過失により損害を与えた場合		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	○	
引継費用	管理運営の引継ぎに必要な費用		○

注 この表に定める事項で疑義がある場合又は表に定める事項以外の不測のリスクが生じた場合は、市と指定管理者協議の上、リスク分担を決定する。

電気料等精算規定

本協定における施設の電気料等は以下のとおり精算するものとする。

なお、本精算規定と本協定の本精算規定以外の条項で記載内容に相違があるときは、本精算規定の記載内容が優先するものとする。

1 精算の実施

電気料等の精算は、市が第2項に規定する精算項目ごとに、日本銀行調査統計局が毎月公表する国内企業物価指数（速報値、2020年平均＝100。以下「物価指数」という。）のうち第3項に規定する精算項目に対応する品目別物価指数を用いて、第4項に規定する物価指数の基準値を定めた上で、指定管理期間中の年度ごとに第5項に規定する物価指数の年度平均値を算出し、物価指数の年度平均値を物価指数の基準値で除して得た値（以下「増減値」という。）が1.2を超える場合又は0.8未満の場合に行うものとする。ただし、精算の対象とする年度（以下「精算対象年度」という。）の実績額（実績額の定義については第6項のとおり。）が100千円未満である精算項目については、精算を行わないものとする。

2 精算項目

精算の対象とする項目（以下「精算項目」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 電気料
- (2) 都市ガス料
- (3) LPガス料
- (4) 重油費
- (5) 灯油費

3 精算項目に対応する品目別物価指数

精算項目に対応する品目別物価指数は、次のとおりとする。

精算項目	対応する品目別物価指数
電気料	事業用電力
都市ガス料	都市ガス
LPガス料	液化石油ガス
重油費	A重油
灯油費	灯油費

4 物価指数の基準値

物価指数の基準値は、指定管理者を選定する年度の前年度における精算項目に対応する品目別物価指数の平均値（4月分から翌年3月分までの平均値）とし、その値は次のとおりとする。

精算項目	物価指数の基準値	備考（対応する品目別物価指数）
電気料	130.2	事業用電力
都市ガス料	160.2	都市ガス
LPガス料	198.5	液化石油ガス
重油費	177.4	A重油

灯油費	174.2	灯油費
-----	-------	-----

5 物価指数の年度平均値

物価指数の年度平均値は、第3項に規定する精算項目に対応する品目別物価指数の精算対象年度の平均値（4月分から翌年3月分までの平均値）とし、市が当該年度終了後の直近の速報値（4月速報）で算出するものとする。

6 実績額の報告

- (1) 指定管理者は、精算を実施する場合には、精算対象年度の精算項目に係る支出額の合計額（消費税及び地方消費税を含む。以下「実績額」という。）及び精算項目に係る使用量を、特別な事情が無い限り、当該年度の翌年度の4月20日までに市に報告するものとする。
- (2) 複数施設一括協定の場合は、精算項目ごとに合計する。

7 精算金額の計算方法

- (1) 精算対象年度において、精算項目ごとに、増減値が1.2を超える場合には計算式1を、増減値が0.8未満の場合には計算式2を用いて精算項目別の精算金額を計算する。ただし、当該年度の実績額が100千円未満である精算項目については、精算の対象外とするため計算は行わない。なお、計算して得た額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

計算式1： $\text{実績額} - \text{実績額} \div (\text{物価指数の年度平均値} \div \text{物価指数の基準値}) \times 120\%$

計算式2： $\text{実績額} - \text{実績額} \div (\text{物価指数の年度平均値} \div \text{物価指数の基準値}) \times 80\%$

- (2) 前項の規定により計算した精算項目別の精算金額の合計額を、当該年度の精算金額とする。

8 精算方法

前項第2号の規定による精算金額が正の値となる場合及び負の値となる場合の精算方法は、それぞれ次のとおりとする。

(1) 正の値となる場合

ア 市は指定管理者に対し、精算金額に相当する金額の交付金を精算対象年度の翌年度に交付するものとする。

イ 市は、アの交付金に係る交付金交付要綱を別に定め、指定管理者は当該要綱に従うものとする。

(2) 負の値となる場合

ア 精算対象年度の指定管理料の最終支払い額から前項第2号の規定による精算金額を正の値にしたものに相当する金額を減額するものとする。

イ アの規定にかかわらず、第6項の規定による実績額の報告が精算対象年度の翌年度の4月20日までになされない場合又は市から指定管理料の支払いが無い施設の場合には、指定管理者は精算金額を正の値にしたものに相当する金額を、市が発行する納入通知書により指定する日までに支払うものとする。

別紙3

賀茂真淵記念館 令和6年度電気料、水道料実績

電気料

	使用量 (kWh)	料金 (円)
2024(R6)計	52,226	1,592,000

水道料

	基本料		従量料 金	合計 (円)
	30mm(円)	計(円)		
2024(R6)計	86	86	23,584	23,670

No.	備品番号	物品番号	品名	取得日	規格
1	5077	49001001	古文書	平成20年3月21日	柿本朝臣人麿歌集の歌 賀茂真淵 版本
2	5078	49001001	古文書	平成20年1月11日	小澤蘆庵 和歌（湊月を）掛幅
3	5079	49001001	古文書	平成20年1月11日	伴林光平 和歌（露ながら）掛幅
4	5080	49001001	古文書	平成20年1月11日	岸岱画千種有功賛（ちたひあく）掛幅
5	5081	49001001	古文書	平成20年1月11日	賀茂真淵雅文（八月中の八日）掛幅
6	5082	49001001	古文書	平成20年7月10日	賀茂真淵「桜をめづる文」
7	5083	49001001	古文書	平成20年11月17日	遠江国12景賀茂真淵家爾読歌掛幅装
8	5084	49001001	古文書	平成20年11月17日	遠江国12景賀茂真淵家爾読歌掛幅装
9	5085	49001001	古文書	平成19年1月9日	賀茂真淵和歌（あつま路は）
10	5086	49001001	古文書	平成19年1月9日	賀茂真淵和歌（みわたせは）
11	18449	49001002	古書籍	平成9年9月9日	石川依平 長歌「宇良々々登」 掛幅
12	18509	1003003	引き違い保管庫	平成13年3月14日	コクヨ S-D3655GF1
13	18510	1003003	引き違い保管庫	平成13年3月14日	コクヨ S-D3655GF1
14	18511	1003005	図面保管庫	平成13年3月14日	マップケース（コクヨ）
15	18513	1003023	引き出し式キャビネット	昭和59年3月30日	ウチダ670-0712
16	18515	1005001	応接セット	昭和59年3月30日	オカムラS-10
17	18522	49001001	古文書	昭和58年12月8日	神社神道資料
18	18523	49001001	古文書	昭和58年12月8日	宗良親王と南朝資料
19	18524	17001001	図書	昭和60年1月21日	賀茂真淵伝
20	18525	49001001	古文書	昭和58年12月8日	（古地図）地図東北
21	18526	17001001	図書	昭和62年6月8日	増訂賀茂真淵全集12巻1組
22	18527	17001001	図書	平成8年11月6日	国学者伝記集成（上・下・続）
23	18528	17001001	図書	平成12年11月14日	「静岡県地名」平凡社
24	18529	17001001	図書	昭和61年5月7日	和歌大事典
25	18530	49001001	古文書	昭和60年3月18日	小国重年資料
26	18531	49001001	古文書	昭和60年3月18日	杉浦国頭資料
27	18532	49001001	古文書	昭和58年10月8日	井伊谷懐古
28	18533	17001001	図書	昭和58年12月8日	事実証談
29	18534	17001001	図書	昭和58年12月8日	故実叢書
30	18535	49001001	古文書	昭和58年12月8日	地図遠江
31	18536	17001001	図書	昭和60年3月22日	「荷田春満の古典学」第1、2巻
32	18537	17001001	図書	昭和60年3月22日	新修平田篤胤全集全21巻
33	18540	30001013	ワイヤレスアンプ	平成6年3月28日	ナショナルWX-205C
34	18544	31001001	写真機	平成13年2月23日	キャノンEOS Kiss III（付属品含）
35	18545	31002010	スライド映写機	昭和63年5月31日	オムニグラフィック300
36	18550	49001001	古文書	平成8年6月27日	狩野素川筆賀茂真淵画像紙本水墨淡彩
37	18551	49001001	古文書	昭和63年12月20日	服部菅雄自画賛松岩図軸
38	18552	49001001	古文書	昭和63年12月20日	服部菅雄春季山水図軸
39	18553	49001001	古文書	昭和52年9月10日	山水服部菅雄
40	18554	49001001	古文書	平成5年11月10日	福田半香／蘭 蝶 歌
41	18555	49001001	古文書	平成5年9月30日	高林方朗詠草（立春）
42	18556	49001001	古文書	平成5年8月28日	命婦清子和歌（院の）懐紙
43	18557	49001001	古文書	平成5年8月28日	石川依平和歌（山霞）短冊
44	18558	49001001	古文書	平成5年8月28日	高林方朗和歌（旧都花）短冊
45	18559	49001001	古文書	平成5年12月27日	高林方朗和歌（初冬）短冊
46	18560	49001001	古文書	平成5年12月27日	石塚龍麿和歌（霞関）短冊
47	18561	49001001	古文書	平成5年12月27日	伴信友和歌（もみち葉）短冊
48	18562	49001001	古文書	平成5年12月27日	小国重年和歌（山路紅葉）短冊
49	18563	49001001	古文書	平成5年12月27日	加納諸平和歌（残菊）短冊

No.	備品番号	物品番号	品名	取得日	規格
50	18564	49001001	古文書	平成5年12月27日	夏目甕磨和歌（こたち）短冊
51	18565	49001001	古文書	平成5年12月27日	内山真龍山水画掛幅
52	18566	49001001	古文書	平成5年11月10日	加茂真淵／書状
53	18567	49001001	古文書	平成5年8月28日	石塚龍磨和歌（月前鹿）短冊
54	18568	49001001	古文書	平成5年12月27日	松尾多勢子和歌短冊台貼掛幅
55	18569	49001001	古文書	昭和52年9月10日	五首歌竹村尚規
56	18570	49001001	古文書	昭和52年9月10日	短山の訓齊藤信幸
57	18571	49001001	古文書	昭和52年9月10日	十三夜歌石塚龍磨
58	18572	49001001	古文書	昭和63年12月20日	軸 波多完 和歌（山霞）
59	18573	49001001	古文書	昭和61年6月12日	真淵の和歌二首茶丘書
60	18574	49001001	古文書	昭和63年12月20日	軸 森繁子 和歌（おひのたけ）
61	18575	49001001	古文書	昭和64年1月6日	軸 賀茂真淵書簡 植田喜平宛
62	18576	49001001	古文書	平成4年1月9日	和歌一首
63	18577	49001001	古文書	平成4年1月9日	真淵十二景の歌に副えられた書
64	18578	49001001	古文書	平成4年1月9日	和歌会装
65	18579	49001001	古文書	平成4年1月9日	和歌一首（朝さらず・・・）
66	18580	49001001	古文書	平成4年1月9日	和歌一首
67	18581	49001001	古文書	平成4年1月9日	和歌海べ鶴
68	18582	49001001	古文書	昭和52年9月10日	懐紙夏目甕満
69	18583	49001001	古文書	昭和52年9月10日	古事記葦華ノ和歌内山真龍
70	18584	49001001	古文書	昭和52年9月10日	長歌栗田土満
71	18585	49001001	古文書	昭和52年9月10日	春日同詠栗田土満
72	18586	49001001	古文書	昭和52年9月10日	佛足画賛内山真龍
73	18587	49001001	古文書	昭和52年9月10日	詩文渡辺蒙庵
74	18588	49001001	古文書	平成5年9月30日	上田秋成和歌（行旅雪）
75	18589	49001001	古文書	平成5年9月30日	橘千蔭自画賛月図
76	18590	49001001	古文書	平成5年9月30日	大隅言道和歌（身乎除而）
77	18591	49001001	古文書	平成5年5月28日	賀茂真淵自筆書状くら女あて
78	18592	49001001	古文書	平成2年10月20日	村田春海和歌（花はみな）
79	18593	49001001	古文書	平成2年10月20日	杉浦国頭ら詠草（享保六年吉次家）
80	18594	49001001	古文書	平成15年8月14日	賀茂季鷹等和歌掛軸（6本）
81	18595	49001001	古文書	平成15年8月14日	香川景樹和歌 掛幅装
82	18596	49001001	古文書	平成10年3月4日	賀茂真淵和歌「あしからの」短冊台貼
83	18597	49001001	古文書	平成10年1月13日	田中大秀和歌懐紙
84	18598	49001001	古文書	平成9年7月10日	・石塚龍磨・和歌「花」等 掛軸
85	18599	49001001	古文書	平成9年6月18日	橘曙覧和歌「はなれすの」短冊
86	18600	49001001	古文書	平成9年6月18日	本居宣長和歌「から国の」短冊
87	18601	49001001	古文書	平成9年6月18日	伴林光平和歌「塔尾の」掛幅
88	18602	49001001	古文書	平成9年6月18日	植松有信和歌「夏草」掛幅
89	18603	49001001	古文書	平成9年5月27日	賀茂真淵長歌「吉野詠」掛幅
90	18604	49001001	古文書	平成9年6月18日	楫取魚彦筆 水墨山水画 掛幅
91	18605	49001001	古文書	平成9年6月18日	建部綾足筆 魚図 掛幅
92	18606	49001001	古文書	平成9年6月18日	村田春海和歌「初冬」掛幅
93	18607	49001001	古文書	平成9年6月18日	栗田土満和歌「五月はかり」掛幅
94	18608	49001001	古文書	昭和59年8月4日	杉浦真崎女詠草軸装
95	18609	49001001	古文書	平成10年9月4日	真淵香合判詞掛幅
96	18610	49001001	古文書	平成10年8月28日	石川依平和歌（水辺山吹）
97	18611	49001001	古文書	平成10年9月4日	真淵和歌（みな月）掛幅
98	18612	49001001	古文書	平成10年8月26日	高林方朗和歌（新嘗祭）

No.	備品番号	物品番号	品名	取得日	規格
99	18613	49001001	古文書	昭和59年11月24日	内山真龍宛真淵書簡
100	18614	49001001	古文書	昭和59年11月24日	平田篤胤肖像画
101	18615	49001001	古文書	昭和59年10月31日	橘千蔭和歌短冊
102	18616	49001001	古文書	昭和59年10月31日	夏目夔磨書簡軸装
103	18617	49001001	古文書	昭和60年3月18日	和歌久保長秋
104	18618	49001001	古文書	昭和60年2月24日	短冊岡部譲和歌（夏草）
105	18619	49001001	古文書	昭和60年2月24日	掛軸賀茂真淵翁画像手本貼
106	18620	49001001	古文書	昭和59年10月31日	県居会詠草
107	18621	49001001	古文書	昭和60年3月18日	栗田真菅詠草
108	18622	49001001	古文書	昭和60年3月18日	真淵画像真龍筆
109	18623	49001001	古文書	昭和60年3月12日	掛軸服部菅雄和歌（県居翁五十年遺忌）
110	18624	49001001	古文書	昭和60年3月12日	掛軸斉藤信幸和歌（八月十まつり）
111	18625	49001001	古文書	昭和60年3月18日	夏目夔磨詠草
112	18626	49001001	古文書	昭和60年3月18日	和歌足代弘訓
113	18627	49001001	古文書	昭和58年3月31日	県居翁肖像画軸装（住吉広行）
114	18628	49001001	古文書	平成2年1月18日	杉浦真崎和歌懷紙（梅移水）桐箱入り
115	18629	49001001	古文書	平成2年2月25日	石塚龍磨長歌（国賀歌）紙箱入り
116	18630	49001001	古文書	平成2年2月25日	真淵添削杉浦菅万呂詠草（雨のふりける
117	18631	49001001	古文書	昭和58年3月31日	賀茂真淵書状（正興命名）折帖
118	18632	49001001	古文書	昭和58年3月31日	賀茂真淵書状（正興命名）巻物
119	18633	49001001	古文書	平成元年11月10日	短冊
120	18634	49001001	古文書	平成元年11月10日	賀茂真淵等十二か月和歌 桐箱入り
121	18635	49001001	古文書	平成元年06月16日	八木美穂書簡石川依平あて
122	18636	49001001	古文書	平成2年8月31日	賀茂真淵書簡 桐箱入れ
123	18637	49001001	古文書	平成14年12月25日	石川依平賛武清筆神苑図掛幅装
124	18638	49001001	古文書	平成14年12月25日	平田篤胤和歌短冊
125	18639	49001001	古文書	平成14年12月25日	遠江国学者短冊集
126	18640	49001001	古文書	平成14年12月25日	高林方朗長歌掛幅装
127	18641	49001001	古文書	平成14年12月25日	土万呂広足依平歌文貼交掛幅装
128	18642	49001001	古文書	昭和59年11月13日	本居宣長和歌（本版）
129	18643	49001001	古文書	昭和59年8月4日	賀茂真淵翁新年書簡軸装
130	18644	49001001	古文書	昭和59年8月4日	賀茂真淵翁懷紙一首軸装
131	18645	49001001	古文書	昭和58年3月31日	栗田土満長歌軸装
132	18646	49001001	古文書	昭和58年1月29日	本居宣長懷紙（雑歌）軸装
133	18647	49001001	古文書	昭和58年3月31日	賀茂真淵自詠短冊軸装箱入
134	18648	49001001	古文書	昭和58年3月31日	県主真淵翁之詠軸装
135	18649	49001001	古文書	昭和61年8月14日	賀茂真淵自筆懷紙（初雪の歌）
136	18650	49001001	古文書	昭和62年1月16日	賀茂真淵書簡（斎藤信幸宛）
137	18651	49001001	古文書	昭和61年8月11日	龍公美七言絶句（誰道）
138	18652	49001001	古文書	昭和63年3月12日	穂積通泰和歌軸装（武蔵の国）
139	18653	49001001	古文書	昭和62年1月16日	賀茂真淵軸雅文（富士の峯を）
140	18654	49001001	古文書	昭和64年1月6日	賀茂真淵書簡（四月廿四日植田喜平宛）
141	18655	49001001	古文書	昭和64年1月6日	賀茂真淵歌会留書 断簡
142	18656	49001001	古文書	昭和64年1月6日	賀茂真淵書簡 三通合装
143	18657	49001001	古文書	平成6年7月1日	賀茂真淵書矩孝之文（マクリ）
144	18658	49001001	古文書	平成6年7月19日	賀茂真淵自筆書状巻（余野子あて）
145	18659	49001001	古文書	平成3年11月1日	故父君の”
146	18660	49001001	古文書	平成14年12月5日	本居大平有馬日記写本
147	18661	49001001	古文書	平成3年11月1日	夏月”

No.	備品番号	物品番号	品名	取得日	規格
148	18662	49001001	古文書	平成11年1月14日	「賀茂真淵翁家集拾遺」上・下・写本
149	18663	49001001	古文書	平成11年2月26日	鈴木梁満和歌（旅ごろも）掛幅装
150	18664	49001001	古文書	平成11年2月26日	本居宣長長歌（本末歌）掛幅装
151	18665	49001001	古文書	平成11年1月14日	「賀茂真淵翁家集拾遺」上・下・写本
152	18666	49001001	古文書	平成12年2月2日	伴林光平和歌”嘉昇幾興伎
153	18667	49001001	古文書	平成12年2月2日	建部涼袋”初暦”画賛
154	18668	49001001	古文書	平成12年2月2日	橘千蔭賛映窓画妓女図
155	18669	49001001	古文書	平成10年8月26日	足代弘訓賛徳輝画鹿図
156	18670	49001001	古文書	平成10年8月26日	国学者・歌人短冊帖（栗田土満等 2 6 枚）
157	18671	49001001	古文書	平成3年11月1日	石川 依平和歌初秋風
158	18672	49001001	古文書	平成14年12月5日	本居大平有馬日記写本
159	18673	49001001	古文書	平成14年12月5日	柿本朝臣人麻呂歌集之歌版本
160	18674	49001001	古文書	平成14年11月15日	小栗広伴長歌掛幅装（紙箱入り）
161	18675	49001001	古文書	平成14年11月15日	夏目襲磨賛有景筆桜図扇面（未表装）
162	18676	49001001	古文書	平成12年9月5日	冠辞考草稿断簡 紙本墨書
163	18677	49001001	古文書	平成3年11月1日	（思ふこと）
164	18678	49001001	古文書	平成14年11月15日	古道”芦田鶴の”画賛
165	18679	49001001	古文書	平成15年8月5日	賀茂真淵詠草（”雪”等四首）掛幅装
166	18680	49001001	古文書	平成15年8月14日	橘 曙覧和歌（牡丹）短冊
167	18681	49001001	古文書	平成15年6月27日	景樹・大平・弘訓 掛幅装（3 軸）
168	18682	49001001	古文書	平成15年3月19日	橘千蔭等和歌掛幅一括
169	18683	49001001	古文書	平成15年8月14日	橘 曙覧和歌（思）短冊
170	18684	49001001	古文書	平成元年03月07日	1 軸 本居宣長 東路旅の記
171	18685	49001001	古文書	平成元年03月07日	1 軸 本居宣長和歌（琴）
172	18686	49001001	古文書	平成元年03月07日	1 軸 本居宣長賛 富士図
173	18687	49001001	古文書	平成元年03月07日	1 軸 伝 賀茂真淵和歌（むさしに）
174	18688	49001001	古文書	平成元年03月07日	1 軸 本居大平 賛蜻蛉図
175	18689	49001001	古文書	平成9年3月4日	賀茂真淵和歌「寒草霜」短冊
176	18690	49001001	古文書	平成7年7月17日	賀茂真淵万葉和歌双幅
177	18691	49001001	古文書	平成12年12月26日	本居宣長和歌”蚊遣火”掛幅装
178	18692	49001001	古文書	平成3年11月1日	石川依平和歌花など
179	18693	49001001	古文書	平成12年12月1日	賀茂真淵和歌（雁鳴て）掛幅
180	18694	49001001	古文書	平成8年2月1日	石川依平和歌（“閑落葉”）短冊
181	18695	49001001	古文書	平成8年2月1日	橘千蔭和歌（“志賀浦”）短冊
182	18696	49001001	古文書	平成8年2月1日	石川依平和歌（“山家”）懷紙掛幅
183	18697	49001001	古文書	平成8年2月1日	内山真龍和歌（“東夫里”）短冊掛幅
184	18698	49001001	古文書	平成7年8月18日	依平方朗広伴和歌扇面
185	18699	49001001	古文書	平成7年8月18日	加納諸平和歌掛幅
186	18700	49001001	古文書	平成7年8月18日	『万葉集略解』版本（3 2 冊 2 帙）
187	18701	49001001	古文書	平成7年7月17日	平安和歌四天王短冊幅
188	18702	49001001	古文書	平成7年7月17日	龍公美筆漢詩（少年易老）
189	18703	49001001	古文書	昭和60年3月22日	塙保己一検校画像
190	18704	49001001	古文書	平成13年2月9日	賀茂真淵本居宣長平田篤胤書幅
191	18705	49001001	古文書	平成13年2月9日	賀茂真淵本居宣長平田篤胤書幅
192	18706	49001001	古文書	平成13年2月9日	賀茂真淵本居宣長平田篤胤書幅
193	18707	49001001	古文書	平成12年12月19日	賀茂真淵画像
194	18708	49001001	古文書	平成10年8月24日	岡部譲和歌「年賀」掛幅
195	18709	49001001	古文書	平成17年8月3日	上田秋成和歌（塵ひぢは）短冊台貼り
196	18710	49001001	古文書	平成17年7月4日	有功賛賀茂真淵画像 掛幅装

No.	備品番号	物品番号	品名	取得日	規格
197	18711	49001001	古文書	平成14年11月15日	石塚龍磨長歌”竹村ぬしの”懐紙
198	18712	49001001	古文書	昭和60年9月7日	本居大平短冊（帰雁）
199	18713	49001001	古文書	昭和60年9月7日	伴林光平三首和歌幅
200	18714	49001001	古文書	昭和60年8月6日	建部凌足画軸装
201	18715	49001001	古文書	昭和61年1月31日	橘千蔭和歌短冊軸装（霜夜聞鐘）
202	18716	49001001	古文書	昭和61年1月10日	和歌合装掛軸（八木・中山・石川）
203	18717	49001001	古文書	昭和60年9月7日	大国隆正和歌幅（立春）
204	18718	49001001	古文書	昭和60年9月7日	中島広足和歌懐紙幅（あらし山の）
205	18719	49001001	古文書	昭和60年9月7日	賀茂真淵合点幅
206	18720	49001001	古文書	平成17年10月7日	賀茂真淵和歌（大井河）
207	18721	49001001	古文書	昭和60年3月26日	荷田春満短冊（老らくの）軸装
208	18722	49001001	古文書	昭和58年1月29日	本居宣長懐紙（恋歌）軸装
209	18723	49001001	古文書	昭和58年2月1日	賀茂真淵翁肖像画軸装
210	18724	49001001	古文書	昭和58年1月20日	宣長春庭大平門人短冊集
211	18725	49001001	古文書	昭和58年1月20日	服部中庸短冊 1 枚張紀正衛（水月の図）
212	18726	49001001	古文書	平成13年9月12日	賀茂真淵和歌”ふしの山”
213	18727	49001001	古文書	平成13年10月23日	賀茂真淵和歌（時雨晴可）短冊
214	18728	49001001	古文書	平成13年9月12日	内山真龍自画自賛蘭図（漢詩）
215	18729	49001001	古文書	平成13年12月19日	「旅つとのはな日記」草稿上
216	18730	49001001	古文書	平成13年9月21日	「（尚規）香資寄帳」写本
217	18731	49001001	古文書	昭和58年1月20日	宣長翁短冊 1 枚張軸装
218	18732	49001001	古文書	昭和58年1月20日	真淵翁短冊 2 枚張軸装
219	18733	49001001	古文書	昭和60年3月18日	和歌佐佐木信綱
220	18734	49001001	古文書	昭和60年3月18日	内山真龍漢詩
221	18735	49001001	古文書	昭和52年9月10日	尺牘渡辺蒙庵
222	18736	49001001	古文書	昭和57年8月14日	春の始めによめる歌宣長筆軸装
223	18737	49001001	古文書	昭和57年8月14日	縣居翁消息本居宣長宛大平翁箱書軸装
224	18738	49001001	古文書	昭和57年7月10日	賀茂真淵書簡軸物
225	18739	49001001	古文書	昭和57年7月10日	賀茂真淵書簡
226	18740	49001001	古文書	昭和59年6月9日	書画賛寄書政長、友賢、徳方豊秋白華
227	18741	49001001	古文書	昭和59年6月9日	梅谷真滋書状 四月八日
228	18742	49001001	古文書	昭和59年6月9日	賀茂真淵書状 十一月二十七日
229	18743	49001001	古文書	昭和59年6月9日	桜の詞賀茂真淵
230	18744	49001001	古文書	平成11年7月30日	石川依平和歌（鶉百首よみける中）
231	18745	49001001	古文書	平成11年5月31日	賀茂真淵長歌（源侍従の）
232	18746	49001001	古文書	平成11年5月31日	賀茂真淵書簡りよあて（廿日）
233	18747	49001001	古文書	平成11年10月18日	賀茂真淵雅文（”ひろう”）
234	18748	49001001	古文書	平成11年3月9日	美濃和歌（花満山川）短冊
235	18749	49001001	古文書	昭和60年3月26日	石川依平和歌（宇々良々当）
236	18750	49001001	古文書	昭和60年3月26日	内山真龍懐紙（長浜の）
237	18751	49001001	古文書	昭和60年3月26日	竹村茂雄喜多武一合作
238	18752	49001001	古文書	昭和60年3月26日	高林方朗和歌（大瀬）
239	18753	49001001	古文書	昭和60年3月26日	真崎小崎武蔵野詠草
240	18754	49001001	古文書	昭和60年3月26日	栗田土磨和歌（こころあらば）
241	18755	49001001	古文書	昭和60年3月26日	三懐紙合装軸
242	18756	49001001	古文書	昭和60年3月26日	柳瀬方塾和歌（常陸の国）
243	18757	49001001	古文書	昭和60年3月26日	思玄和尚 気賀翁祝歌
244	18758	49001001	古文書	昭和57年12月8日	本居大平翁古学の要文政七年三月十五日
245	18759	49001001	古文書	昭和57年12月8日	宣長門人短冊集

No.	備品番号	物品番号	品名	取得日	規格
246	18760	49001001	古文書	昭和57年12月8日	久世安庭 御蔭詣の記
247	18761	49001001	古文書	昭和57年12月8日	本居宣長小懐紙萩上露
248	18762	49001001	古文書	平成15年2月3日	賀茂季鷹賛山口素絢画大原女図掛幅装
249	18763	49001001	古文書	平成15年2月3日	松平定信和歌掛幅装
250	18764	49001001	古文書	平成15年2月3日	涼袋田植の句画幅掛幅装
251	18765	49001001	古文書	昭和57年12月8日	本居大平翁御舞楽之記文政六年軸装
252	18766	49001001	古文書	昭和57年12月8日	本居大平翁詠草軸装
253	18767	49001001	古文書	昭和57年12月8日	本居宣長翁詠草
254	18768	49001001	古文書	昭和57年12月8日	荷田春満大人長歌軸装
255	18769	49001001	古文書	昭和57年12月8日	賀茂県主真淵大人年始之歌軸装
256	18770	49001001	古文書	昭和57年10月16日	荒木田久老筆歌荒木田久守筆歌軸装
257	18771	49001001	古文書	昭和60年3月19日	高林方朗長歌（入野海）
258	18772	49001001	古文書	平成13年12月19日	「詠草〔夏衣〕」尚規
259	18773	49001001	古文書	平成13年12月19日	「詠草〔あつさゆみ〕」「詠草〔鳥〕」
260	18774	49001001	古文書	平成14年2月18日	竹村廣蔭和歌（竹むらの）掛幅装桐箱入
261	18775	49001001	古文書	平成14年2月18日	加藤宇万伎和歌（かみな月）マクリ
262	18776	49001001	古文書	平成13年12月19日	「三拾番歌合」享和元年酉十月開判
263	18777	49001001	古文書	平成13年12月19日	「郭公雪三拾番歌合」文化七年二月七日
264	18778	49001001	古文書	平成13年12月19日	「二拾四番歌合」寛政十一年三月
265	18779	49001001	古文書	平成13年12月19日	「四拾八番歌合」文化五年五月
266	18780	49001001	古文書	平成13年12月19日	「本居大人評歌合」寛政十一年末正月
267	18781	49001001	古文書	平成13年12月19日	「六題歌合」
268	18782	49001001	古文書	平成13年12月19日	「詠草〔あつさゆみ〕」「詠草〔鳥〕」
269	18783	49001001	古文書	平成13年12月19日	「詠草〔さられて〕」尚規
270	18784	49001001	古文書	平成13年12月19日	「詠草〔藤浪〕」尚規
271	18785	49001001	古文書	平成13年12月19日	「詠草〔年〕」「詠草〔峯〕」
272	18786	49001001	古文書	平成13年12月19日	「詠草〔年〕」「詠草〔峯〕」
273	18787	49001001	古文書	平成13年12月19日	「十六番歌合判等」
274	18788	49001001	古文書	平成13年12月19日	「五十四番歌合」
275	18789	49001001	古文書	平成13年12月19日	「十四番花月歌合」鈴屋大人評
276	18790	49001001	古文書	昭和57年10月16日	石川依平筆歌軸装
277	18791	49001001	古文書	平成17年10月7日	賀茂真淵和歌（するがなる）
278	18792	49001001	古文書	昭和60年3月26日	高林方朗和歌（浜松殿命）
279	18793	49001001	古文書	昭和60年3月26日	小野古道短冊いなもうも
280	18794	49001001	古文書	昭和60年3月26日	内山真龍短冊三月の
281	18795	49001001	古文書	昭和57年8月14日	吉野山行の歌宣長筆小泉見卓宛軸装
282	18796	49001001	古文書	昭和57年8月14日	宣長翁書簡菊家兵部宛軸装
283	18797	49001001	古文書	昭和57年10月16日	殻の屋の記大平筆軸装
284	18798	49001001	古文書	昭和57年10月16日	年の始めによめる歌大平筆軸装
285	18799	49001001	古文書	昭和57年10月16日	宣長翁書簡伊勢内宮神主菊家兵部宛軸装
286	18800	49001001	古文書	昭和57年10月16日	万民祝の歌宣長筆五十鈴川画有景画軸装
287	18801	49001001	古文書	昭和57年10月16日	竹ぼたるの歌賛宣長筆画皆春画軸装
288	18802	49001001	古文書	昭和57年10月16日	大御代富加比の歌宣長筆軸装
289	18803	49001001	古文書	昭和57年10月16日	真淵翁詠草真淵筆軸装
290	18804	49001001	古文書	昭和57年8月14日	書橋千蔭筆軸装
291	18805	49001001	古文書	昭和57年8月14日	宣長翁像賛大平筆画有景画軸装
292	18806	49001001	古文書	平成4年8月17日	鹿都部真顔狂歌（荒堰の）
293	18807	49001001	古文書	平成4年6月16日	本居壱岐和歌（・冬深く）
294	18808	49001001	古文書	平成4年6月5日	賀茂真淵書簡森繁子あて1軸

No.	備品番号	物品番号	品名	取得日	規格
295	18809	49001001	古文書	平成4年10月16日	橘守部掛軸
296	18810	49001001	古文書	平成4年10月16日	内山真龍筆真淵大人画影
297	18811	49001001	古文書	平成5年1月18日	内山真龍（遠江歌考序）
298	18812	49001001	古文書	平成5年1月18日	平田篤胤『神社数考』
299	18813	49001001	古文書	平成5年1月18日	橘千陰和歌懷紙（鐘声送秋）
300	18814	49001001	古文書	平成5年1月18日	荷田春満詠草（ほととぎす）
301	18815	49001001	古文書	平成5年1月26日	荷田信元和歌（女真崎）
302	18816	49001001	古文書	平成5年1月26日	森繁子長歌（国満君）
303	18817	49001001	古文書	平成5年1月26日	杉浦国頭和歌（春満先生）
304	18818	49001001	古文書	平成16年7月6日	大庭松風筆梅図 掛幅装
305	18819	49001001	古文書	平成16年7月6日	四大人御筆并契沖法師歌 掛幅装
306	18820	49001001	古文書	平成16年7月6日	小竹齋法帖 折帖
307	18821	49001001	古文書	平成16年7月6日	先哲手簡篠崎三家 巻物
308	18822	49001001	古文書	平成16年7月6日	富岡鐵齋書簡（三月十三日 掛幅装
309	18823	49001001	古文書	平成16年7月6日	内山真龍書簡 美石宛 ほか 巻物
310	18824	49001001	古文書	平成16年7月6日	本居宣長書簡田中道麿宛 掛幅装
311	18825	49001001	古文書	平成16年7月6日	本居宣長書簡荒木田末 宛巻物
312	18826	49001001	古文書	昭和60年3月19日	八木美穂長歌（雪梅）
313	18827	49001001	古文書	平成18年3月14日	荷田東丸和歌（山姫の）掛幅装
314	18828	49001001	古文書	昭和58年10月25日	寄柳偲昔柳園追悼会
315	18829	49001001	古文書	昭和58年10月25日	尊孫歌軸
316	18830	49001001	古文書	昭和58年5月31日	本居宣長書簡
317	18831	49001001	古文書	昭和58年5月31日	本居宣長書簡
318	18832	49001001	古文書	昭和58年5月31日	本居宣長書簡
319	18833	49001001	古文書	昭和59年2月28日	本居宣長等書状 5 通
320	18834	49001001	古文書	昭和59年2月24日	小栗広伴軸
321	18835	49001001	古文書	昭和59年2月24日	有賀豊秋軸
322	18836	49001001	古文書	昭和58年10月25日	桑原銅鐸拓本軸
323	18837	49001001	古文書	昭和58年10月25日	磬材之記拓本軸
324	18838	49001001	古文書	昭和58年10月25日	小坂井銅鐸拓本軸
325	18839	49001001	古文書	平成16年7月6日	秘歌集
326	18840	49001001	古文書	昭和58年6月23日	師木島の歌軸 宣長画像 大平賛
327	18841	49001001	古文書	昭和58年6月23日	真龍ノ大書軸
328	18842	49001001	古文書	昭和58年6月23日	魚彦自画賛軸
329	18843	49001001	古文書	昭和58年6月23日	気吹舎大人歌軸 平田篤胤
330	18844	49001001	古文書	昭和58年6月17日	本居大平書簡
331	18845	49001001	古文書	昭和58年5月31日	本居宣長書簡
332	18846	49001001	古文書	昭和59年6月9日	朝顔画賛方朗
333	18847	49001001	古文書	昭和60年2月15日	森繁子和歌軸（あがたぬしの）
334	18848	49001001	古文書	昭和60年3月26日	芦庵・浜臣等短冊帖 5 2 枚
335	18849	49001001	古文書	昭和60年3月26日	真淵和歌荻
336	18850	49001001	古文書	昭和60年3月26日	真淵文章（桜の詞）
337	18851	49001001	古文書	昭和59年9月27日	飛鳥井雅章筆御即位大典之式次第
338	18852	49001001	古文書	昭和60年3月18日	内山真龍書簡小栗広伴らあて
339	18853	49001001	古文書	昭和59年9月27日	原朝臣古歌小島成斉書
340	18854	49001001	古文書	昭和58年6月23日	藤原延弘の新亭の宴によめる長歌
341	18855	49001001	古文書	昭和59年8月4日	真淵先生和歌一首軸装
342	18856	49001001	古文書	昭和59年8月4日	賀茂真淵翁遠江相聞歌軸装
343	18857	49001001	古文書	昭和59年4月2日	橘千蔭書状巻 1 4 通

No.	備品番号	物品番号	品名	取得日	規格
344	18858	49001001	古文書	昭和58年6月23日	松きる賤乃軸
345	18859	49001001	古文書	昭和58年6月23日	筆和歌軸
346	18860	49001001	古文書	昭和58年6月23日	硯和歌軸
347	18861	49001001	古文書	昭和60年3月19日	杉浦菅廬詠草真淵添削
348	18862	49001001	古文書	昭和60年3月18日	栗田土満和歌
349	18863	49001001	古文書	昭和60年3月18日	筑摩鍋の図真龍筆
350	18864	49001001	古文書	昭和59年4月2日	江戸時代国学者短冊 1 4 4 枚
351	18865	49001001	古文書	昭和58年10月3日	大久保春野軸
352	18866	49001001	古文書	平成17年11月2日	平田篤胤断簡掛幅装桐箱入り
353	18867	49001001	古文書	昭和58年6月23日	詠薄暮千鳥和歌軸 真淵
354	18868	49001001	古文書	昭和58年6月23日	文書院様軸 御賀歌写 真淵筆
355	18869	49001001	古文書	平成3年11月1日	陳志”
356	18870	49001001	古文書	平成3年11月1日	寒樹”
357	18871	49001001	古文書	昭和60年3月26日	平田篤胤短冊（玉櫛のふみに）軸装
358	18872	49001001	古文書	昭和58年10月25日	尊澄歌軸
359	18873	49001001	古文書	昭和58年10月25日	美穂故郷之歌軸
360	18874	49001001	古文書	昭和58年10月25日	安都井磐根歌軸
361	18875	49001001	古文書	昭和58年10月25日	方朗歌軸
362	18876	49001001	古文書	昭和58年10月25日	賀茂翁墳墓改修碑拓本軸
363	18877	49001001	古文書	昭和58年12月2日	高階房守詩文幅
364	18878	49001001	古文書	昭和58年10月25日	石川依平入門短冊
365	18879	49001001	古文書	昭和58年12月10日	雑条幅真崎・宣長等国学者短冊貼
366	18880	49001001	古文書	昭和58年12月10日	服部の機殿長歌 真龍筆
367	18881	49001001	古文書	昭和58年11月8日	賀茂真淵直筆和歌軸
368	18882	49001001	古文書	昭和58年10月31日	賀茂真淵吉野山拓本軸装
369	18883	49001001	古文書	昭和58年10月31日	真淵大人霊位軸装
370	18884	49001001	古文書	昭和58年11月11日	小栗広伴桃の節句之歌軸
371	18885	49001001	古文書	昭和58年10月15日	楫取魚彦鯉図
372	18886	49001001	古文書	昭和58年10月8日	蘭画賛 野田大塊
373	18887	49001001	古文書	昭和58年9月30日	完和歌軸
374	18888	49001001	古文書	昭和58年9月30日	依平寄松祝歌軸
375	18889	49001001	古文書	昭和58年9月30日	廣伴歌三首軸
376	18890	49001001	古文書	昭和58年10月3日	八木太郎左衛門美穂居士香典帳
377	18891	49001001	古文書	昭和58年10月3日	国祝の歌軸
378	18892	49001001	古文書	昭和58年10月3日	大場重光肖像軸
379	18893	49001001	古文書	昭和58年10月3日	依平方朗画賛軸
380	18894	49001001	古文書	昭和58年10月3日	石川依平長歌軸
381	18895	49001001	古文書	昭和58年10月3日	本居大平軸
382	18896	49001001	古文書	平成6年5月27日	賀茂真淵書簡蘆田善蔵あて（二月廿日）
383	18897	49001001	古文書	昭和60年3月18日	栗田土満ほか3名和歌
384	18898	49001001	古文書	昭和59年4月2日	国風名家書状巻
385	18899	49001001	古文書	昭和60年3月26日	杉浦真崎和歌（かれのこる）
386	18900	49001001	古文書	昭和60年3月19日	石塚竜庵懷紙
387	18901	49001001	古文書	昭和60年3月19日	石川依平長歌（鹿鳴）
388	18902	49001001	古文書	昭和60年3月18日	泰完和歌
389	18903	49001001	古文書	昭和60年3月18日	竹の図真龍筆
390	18904	49001001	古文書	昭和60年3月18日	八木美穂和歌
391	18905	49001001	古文書	昭和60年3月18日	和歌内山真龍
392	18906	49001001	古文書	昭和59年11月13日	天神森之碑拓本

No.	備品番号	物品番号	品名	取得日	規格
393	18907	49001001	古文書	昭和59年11月13日	本居宣長和歌（春山に）
394	18908	49001001	古文書	昭和59年4月2日	賀茂真淵書状幅（よのの君あて）
395	18909	49001001	古文書	平成8年12月2日	賀茂真淵真跡帯木帖
396	18910	49001001	古文書	平成8年12月2日	光海霊神碑文草稿卷子装
397	18911	49001001	古文書	平成4年1月29日	小野古道和歌（月前萩）短冊台貼軸装
398	18912	49001001	古文書	平成2年10月20日	石川依平書簡（正月十九日）
399	18913	49001001	古文書	平成2年10月20日	加納諸平詠草（呼子鳥）
400	18914	49001001	古文書	平成元年03月07日	1軸 香川景樹和歌（春野遊）
401	18915	49001001	古文書	平成元年03月07日	1軸 伝 賀茂真淵和歌（夜麻を）
402	18916	49001001	古文書	平成元年03月07日	1軸 伝 賀茂真淵百人一首 1箱
403	18917	49001001	古文書	平成元年03月07日	1軸 伝 賀茂真淵長歌（美酒の歌）
404	18918	49001001	古文書	平成元年03月07日	1軸 本居宣長雅文（櫻花詞）
405	18919	49001001	古文書	平成元年03月07日	1軸 賀茂真淵画像（楫取名彦筆）
406	18920	49001001	古文書	平成元年03月07日	1軸 本居宣長和歌色紙（夕花）
407	18921	49001001	古文書	昭和63年1月28日	軸装橘守部和歌（雪中嵐）
408	18922	49001001	古文書	昭和62年6月30日	賀茂真淵書簡（軸装）鵜殿余野子宛
409	18923	49001001	古文書	昭和62年11月17日	掛軸内山真龍画賛春月梅花図
410	18924	49001001	古文書	昭和62年11月17日	掛軸本居宣長賛鮎図
411	18925	49001001	古文書	平成4年1月29日	久保長秋和歌（草庵集に）懐紙軸装
412	18926	49001001	古文書	平成4年1月29日	柳瀬方塾筆”遠津淡海名所和歌集”
413	18927	49001001	古文書	昭和60年3月26日	本居宣長短冊（松間花）軸装
414	18928	49001001	古文書	昭和60年3月26日	真淵短冊（詠田上雁）軸装
415	18929	49001001	古文書	昭和59年6月9日	遠州報国隊員辞世の句
416	18930	49001001	古文書	昭和59年6月9日	郷の花園短冊帖 100枚
417	18931	49001001	古文書	平成16年12月3日	伊勢物語古意 写本 3冊
418	18932	49001001	古文書	昭和59年6月9日	高林舍人書状岡部安房あて二月十日
419	18933	49001001	古文書	昭和59年6月9日	宣長和歌（さとし歌）
420	18934	49001001	古文書	昭和59年6月9日	東万呂画画像大平賛
421	18935	49001001	古文書	昭和59年6月9日	東万呂和歌（冬日同詠眺望山雪）
422	18936	49001001	古文書	昭和59年6月9日	真淵和歌（あづまにて春のはじめに）
423	18937	49001001	古文書	平成15年2月3日	賀茂真淵長歌掛幅装
424	18938	49001001	古文書	平成15年3月19日	足代弘訓等和歌懐紙
425	18939	49001001	古文書	平成15年3月19日	橘曙覧和歌短冊
426	18940	49001001	古文書	平成15年3月19日	国学者（諸平等）短冊帖
427	18941	49001001	古文書	平成15年3月19日	彦磨賛岸徳富嶽雁行図
428	18942	49001001	古文書	平成15年3月19日	千蔭賛天民筆柴船川下り図
429	18943	49001001	古文書	平成15年3月19日	国学者（有信等）短冊帖
430	18944	49001001	古文書	平成15年3月19日	屋代弘賢等和歌懐紙
431	18945	49001001	古文書	平成15年3月19日	糟谷磯丸和歌
432	18946	49001001	古文書	平成7年1月30日	栗田土満和歌（社頭杉久）短冊
433	18947	49001001	古文書	平成7年1月30日	村田春海和歌（妙法院宮）短冊
434	18948	49001001	古文書	平成7年1月30日	依平賛春隆画常盤雪行図
435	18949	49001001	古文書	平成15年2月3日	足代弘訓和歌掛幅装
436	18950	49001001	古文書	昭和60年9月7日	桒翁忠那合装幅
437	18951	49001001	古文書	昭和60年3月22日	橘千陰画賛 琴灯台の図
438	18952	49001001	古文書	平成8年5月23日	賀茂真淵書状森繁子あて十二月十三日
439	18953	49001001	古文書	平成8年9月25日	賀茂真淵和歌「詠螢火透簾」掛幅装
440	18954	49001001	古文書	昭和64年1月6日	軸 賀茂真淵書簡（十二月十六日）
441	18955	49001001	古文書	昭和63年8月11日	伴林光平白画賛倭建命図軸装

No.	備品番号	物品番号	品名	取得日	規格
442	18956	49001001	古文書	平成元年03月07日	1軸 伝 契沖和歌（詠紅葉）
443	18957	49001001	古文書	平成元年03月07日	1軸 本居宣長和歌扇面（母こいし）
444	18958	49001001	古文書	平成元年02月28日	軸装 高須葛根 長歌（真白髪）
445	18959	49001001	古文書	平成元年03月07日	軸 柿本人麿画像 内山真龍自画賛
446	18960	49001001	古文書	平成元年03月02日	軸装 石川依平短冊「早春川」
447	18961	49001001	古文書	平成元年03月02日	軸装 栗田士満 天壤無窮の神勅
448	18962	49001002	古書籍	昭和61年1月10日	自筆稿本葦牙増註
449	18963	49001002	古書籍	昭和61年1月10日	自筆本美穂ら日記一組
450	18964	49001002	古書籍	昭和61年1月23日	玉かつま版本1セット
451	18965	49001002	古書籍	昭和61年1月23日	古今和歌六帖標注版本1セット
452	18966	49001002	古書籍	昭和61年1月23日	近葉菅根集版本1セット
453	18967	49001002	古書籍	昭和58年12月8日	野史
454	18968	49001002	古書籍	昭和58年12月8日	言葉のやちまた（2冊）
455	18969	49001002	古書籍	昭和58年12月8日	古事記伝
456	18970	49001002	古書籍	昭和61年1月10日	辞珠服写本1組
457	18971	49001002	古書籍	昭和61年1月10日	自筆稿本1組釈迦随筆
458	18972	49001002	古書籍	昭和61年1月23日	玉かつま写本1本セット
459	18973	49001002	古書籍	平成12年12月19日	堀秀成草稿一括
460	18974	49001002	古書籍	昭和58年12月8日	鈴屋大人都日記2冊
461	18975	49001002	古書籍	昭和58年12月8日	幽討餘録2冊
462	18976	49001002	古書籍	平成12年12月19日	堀秀成草稿一括
463	18977	49001002	古書籍	平成12年12月19日	堀秀成草稿一括
464	18978	49001002	古書籍	平成13年2月21日	日本紀歌解槻乃落葉（3冊）
465	18979	49001002	古書籍	平成13年2月21日	古事記伝（49冊）
466	18980	49001002	古書籍	平成13年2月21日	新学異見弁
467	18981	49001002	古書籍	平成13年2月21日	松の落葉（5冊）
468	18982	49001002	古書籍	平成13年2月21日	信濃漫録
469	18983	49001002	古書籍	平成13年2月9日	字音仮字用格
470	18984	49001002	古書籍	平成13年2月9日	地名字音転用例
471	18985	49001002	古書籍	平成13年2月9日	漢字三音考
472	18986	49001002	古書籍	平成13年2月21日	荒木田久老歌文集並伝記
473	18987	49001002	古書籍	平成13年2月21日	詞玉緒補遺（6冊）
474	18988	49001002	古書籍	平成12年12月19日	玉くしけ・上下
475	18989	49001002	古書籍	平成12年12月19日	玉くしけ・上下
476	18990	49001002	古書籍	平成12年12月19日	堀秀成草稿一括
477	18991	49001002	古書籍	昭和58年12月8日	神道名目類聚抄
478	18992	49001002	古書籍	昭和58年12月8日	奎堂文稿3冊
479	18993	49001002	古書籍	昭和58年12月8日	萬葉和歌集
480	18994	49001002	古書籍	昭和58年12月8日	延喜式
481	18995	49001002	古書籍	昭和58年12月8日	淺庄倭名類聚抄
482	18996	49001002	古書籍	昭和58年12月8日	鶴染文鈔6冊
483	18997	49001002	古書籍	平成15年6月27日	遠江国風土記伝写本13冊
484	18998	49001002	古書籍	平成16年2月2日	古野之若菜 版本
485	18999	49001002	古書籍	昭和63年11月18日	写本 国家八論
486	19000	49001002	古書籍	昭和63年11月18日	楫取魚彦家集 版本
487	19001	49001002	古書籍	昭和63年11月17日	賀茂真淵傳 小山正著1冊
488	19002	49001002	古書籍	昭和63年11月17日	嶽南史5巻
489	19003	49001002	古書籍	平成元年01月19日	軸装 石川依平和歌 月雪
490	19004	49001002	古書籍	平成元年02月28日	竹の五百枝 上・下

No.	備品番号	物品番号	品名	取得日	規格
491	19005	49001002	古書籍	平成元年01月19日	柳園詠草 上・下
492	19006	49001002	古書籍	平成元年01月19日	言葉の玉緒 再板 1～7
493	19007	49001002	古書籍	平成元年01月19日	三部仮名鈔言釈上・下
494	19008	49001002	古書籍	平成元年01月19日	万葉新採百首解 上・下
495	19009	49001002	古書籍	平成8年9月3日	「菅笠日記」版本 全2冊
496	19010	49001002	古書籍	平成8年8月2日	「花月草紙」版本 6冊組
497	19011	49001002	古書籍	平成15年2月3日	おちくぼ物語注釈
498	19012	49001002	古書籍	平成15年2月3日	指出の磯・磯の洲崎合冊版本
499	19013	49001002	古書籍	平成15年2月3日	出定笑語版本
500	19014	49001002	古書籍	平成15年2月3日	おちくぼ物語注釈
501	19015	49001002	古書籍	平成15年2月3日	真淵翁随筆写本
502	19016	49001002	古書籍	昭和58年12月8日	儀式
503	19017	49001002	古書籍	昭和58年6月23日	天説弁々の辨本
504	19018	49001002	古書籍	昭和58年6月23日	草戸随筆本
505	19019	49001002	古書籍	昭和58年6月23日	雑歌集本
506	19020	49001002	古書籍	昭和58年6月23日	賀茂大人霊祭式本
507	19021	49001002	古書籍	昭和58年12月8日	大日本史
508	19022	49001002	古書籍	昭和58年12月8日	夫木和歌鈔
509	19023	49001002	古書籍	昭和58年12月8日	続日本紀
510	19024	49001002	古書籍	昭和58年12月8日	攝津誌
511	19025	49001002	古書籍	昭和58年12月8日	山城誌
512	19026	49001002	古書籍	昭和59年9月27日	祝詞集春滿他
513	19027	49001002	古書籍	昭和59年9月27日	小国重年祝詞
514	19028	49001002	古書籍	昭和59年9月27日	遠江新祭文集
515	19029	49001002	古書籍	昭和60年3月18日	万葉集濤柱中下
516	19030	49001002	古書籍	昭和60年3月18日	歌かたり斥非
517	19031	49001002	古書籍	昭和60年3月18日	河蝦考
518	19032	49001002	古書籍	昭和60年3月18日	兎手柏
519	19033	49001002	古書籍	昭和58年10月25日	東往日記
520	19034	49001002	古書籍	昭和58年10月25日	蘭菊解齊藤信幸
521	19035	49001002	古書籍	昭和59年9月27日	羽倉翁古事祭伝序
522	19036	49001002	古書籍	昭和59年9月27日	高橋氏文考注
523	19037	49001002	古書籍	昭和59年9月27日	檀之本祝詞遺草
524	19038	49001002	古書籍	昭和60年3月22日	「徒然草」屋代弘賢筆上下2冊
525	19039	49001002	古書籍	昭和60年3月22日	元暦桜本万葉集
526	19040	49001002	古書籍	昭和60年3月18日	遠江山下氏系譜
527	19041	49001002	古書籍	昭和58年6月23日	和歌会留書享保7～10年本
528	19042	49001002	古書籍	昭和58年6月23日	本居先生自選歌本
529	19043	49001002	古書籍	昭和58年10月25日	諸国道中細見記
530	19044	49001002	古書籍	昭和58年10月25日	諸国海陸道中記
531	19045	49001002	古書籍	昭和58年10月25日	東海木曾両道中懷宝図鑑
532	19046	49001002	古書籍	昭和58年10月25日	東海木曾両道中懷宝図鑑
533	19047	49001002	古書籍	昭和58年10月25日	東海道袖の玉鉾
534	19048	49001002	古書籍	昭和58年10月31日	言葉の玉緒全7巻
535	19049	49001002	古書籍	昭和58年6月23日	倭文上文布中あやぬの下
536	19050	49001002	古書籍	昭和58年6月23日	方朗翁懷中記
537	19051	49001002	古書籍	昭和58年6月23日	屋との梅
538	19052	49001002	古書籍	昭和58年6月23日	源氏物語
539	19053	49001002	古書籍	昭和58年6月23日	荷田東丸大人歌集

No.	備品番号	物品番号	品名	取得日	規格
540	19054	49001002	古書籍	昭和58年10月25日	大日本海陸行程図鑑
541	19055	49001002	古書籍	昭和58年10月25日	遠江式社考証石川依平
542	19056	49001002	古書籍	昭和58年10月25日	袖中都名所記
543	19057	49001002	古書籍	昭和58年10月25日	東海道中山道道中記
544	19058	49001002	古書籍	昭和58年12月8日	扶桑略記
545	19059	49001002	古書籍	昭和58年12月8日	続日本後記
546	19060	49001002	古書籍	昭和58年6月23日	古風自撰本
547	19061	49001002	古書籍	昭和58年12月8日	冠辞考
548	19062	49001002	古書籍	昭和58年12月8日	怜野集
549	19063	49001002	古書籍	平成15年12月10日	竺志船物語旁註 上下 版本
550	19064	49001002	古書籍	平成15年12月10日	竺志船物語旁註 上下 版本
551	19065	49001002	古書籍	昭和58年12月8日	古今和歌集
552	19066	49001002	古書籍	昭和60年3月18日	賀茂下流梅合
553	19067	49001002	古書籍	昭和60年3月18日	古言梯
554	19068	49001002	古書籍	昭和60年1月31日	掌中賀茂翁家集 嘉永三年版本
555	19069	49001002	古書籍	昭和60年3月18日	八十浦之玉 1～6
556	19070	49001002	古書籍	昭和58年6月23日	旅日記本
557	19071	49001002	古書籍	平成16年2月27日	宇家良我波奈 初編 7 巻 版本
558	19072	49001002	古書籍	平成11年5月25日	「東歌」上中下合冊
559	19073	49001002	古書籍	平成11年7月14日	「新古今和歌集」上下
560	19074	49001002	古書籍	平成11年7月14日	「萬葉集遠江歌考」全
561	19075	49001002	古書籍	昭和58年12月8日	秋乃屋集（4冊）
562	19076	49001002	古書籍	昭和58年12月8日	類聚三代格
563	19077	49001002	古書籍	昭和58年12月8日	明治三刻史記評林
564	19078	49001002	古書籍	平成13年9月14日	文化三年正月催「二十二番歌合」（甕満
565	19079	49001002	古書籍	平成13年9月14日	「盛の花の日記」（尚規自筆）写本
566	19080	49001002	古書籍	昭和57年10月16日	本居宣長飛毛鏡明治8年版折本
567	19081	49001002	古書籍	昭和57年10月16日	本居大平筆短柵軸装
568	19082	49001002	古書籍	昭和58年3月31日	八咫鳥考県居翁筆本
569	19083	49001002	古書籍	昭和58年3月31日	諄辞考真淵筆
570	19084	49001002	古書籍	昭和58年3月31日	古今集序荷田翁筆折本箱入
571	19085	49001002	古書籍	平成10年1月13日	百首異見 版本
572	19086	49001002	古書籍	平成10年1月13日	宇家良我波奈二編 版本
573	19087	49001002	古書籍	平成10年1月13日	万葉考 梶乃落葉 版本
574	19088	49001002	古書籍	平成10年1月13日	古言清濁考 版本
575	19089	49001002	古書籍	平成10年2月23日	玉櫛 版本 全10冊
576	19090	49001002	古書籍	平成10年2月23日	安賀当居乃哥集、志都屋能宇多集 版本
577	19091	49001002	古書籍	平成10年2月23日	土佐日記灯 写本 8冊
578	19092	49001002	古書籍	平成10年2月23日	近世畸人伝 版本 正編5冊
579	19093	49002001	考古品	昭和58年10月31日	本居宣長翁六十六才肖像版木
580	19094	49002001	考古品	平成15年8月14日	浜松焼賀茂真淵翁象
581	19095	49002001	考古品	昭和58年10月12日	屏風
582	19096	49002001	考古品	昭和58年12月8日	屏風六曲一双
583	19097	49002001	考古品	昭和58年12月8日	柳園詠草版木1式
584	19098	49002001	考古品	昭和58年12月8日	俣鮑箱
585	19099	49002001	考古品	昭和61年1月10日	西尾侯から拝領の袴1そろい袴
586	19100	49003001	民俗資料	昭和60年7月15日	県居の風景画額入
587	24201	31002044	液晶プロジェクター	平成18年3月28日	エプソンEMP-82
588	93246	48001001	工芸品	平成2年10月26日	石川依平和歌（花）切り紙

No.	備品番号	物品番号	品名	取得日	規格
589	93247	48001001	工芸品	平成2年11月8日	賀茂真淵墓碑銘拓本
590	93295	49001001	古文書	平成元年06月06日	本居 宣長書簡 竹村 茂雄あて
591	93296	49001001	古文書	平成元年08月16日	賀茂真淵 書簡（りよあて）
592	93297	49001001	古文書	平成元年08月16日	賀茂真淵 書簡（2月8日）
593	93298	49001001	古文書	平成元年09月19日	植松茂岳（一二三部）
594	130236	48009002	掛軸	平成21年7月17日	掛軸（賀茂翁家集拾遺 「雑文 まき田 長世のあるじするに」十六行） 掛幅装 1軸二重箱入
595	130393	48004001	書	昭和52年10月1日	賀茂真淵書簡軸（12月18日）
596	138654	49001001	古文書	平成22年6月28日	賀茂真淵筆 “梅之長文”絹本 箱入り 総丈177cm × 幅36cm本紙縦97cm × 横26.5cm
597	138655	49001001	古文書	平成22年6月28日	賀茂真淵歌幅 “年の朝岡辺の加茂の社に もうでて” 箱入（箱書きあり） 総丈108cm × 幅38cm本紙縦25.5cm ×横24.5cm
598	138656	49001001	古文書	平成22年6月28日	賀茂真淵和歌懐紙 “詠二首和歌” 箱入 り 総丈119cm × 幅49.5cm本紙縦30cm ×横43cm
599	141301	49001002	古書籍	平成23年6月25日	賀茂真淵筆歌幅“常世もの”紙本
600	141302	49001002	古書籍	平成23年6月25日	上田秋成歌幅詠秋葉和歌紙本
601	142986	49004099	その他	平成23年11月25日	石川依平和歌2首（むつだ川・天つ空）
602	170509	49001001	古文書	平成29年8月29日	荷田在満家歌合
603	170510	49001001	古文書	平成29年8月29日	安賀当居乃哥集
604	170511	49001001	古文書	平成29年8月29日	賀茂翁家集 一
605	170512	49001001	古文書	平成29年8月29日	賀茂翁家集 二
606	170513	49001001	古文書	平成29年8月29日	賀茂翁家集 三
607	170514	49001001	古文書	平成29年8月29日	賀茂翁家集 四
608	170515	49001001	古文書	平成29年8月29日	賀茂翁家集 五
609	170516	49001001	古文書	平成29年8月29日	伊勢物語古意 一
610	170517	49001001	古文書	平成29年8月29日	伊勢物語古意 二
611	170518	49001001	古文書	平成29年8月29日	伊勢物語古意 三
612	170519	49001001	古文書	平成29年8月29日	伊勢物語古意 四
613	170520	49001001	古文書	平成29年8月29日	伊勢物語古意 五
614	170521	49001001	古文書	平成29年8月29日	伊勢物語古意 六
615	170522	49001001	古文書	平成29年8月29日	豫之也安志夜(よしやあしや) 伊勢物語 古意付録宇上田秋成
616	170523	49001001	古文書	平成29年8月29日	國意考
617	170524	49001001	古文書	平成29年8月29日	歌意考
618	170525	49001001	古文書	平成29年8月29日	語意考
619	170526	49001001	古文書	平成29年8月29日	語意考 山口親尹 名入り
620	170527	49001001	古文書	平成29年8月29日	祝詞考 天地人 一
621	170528	49001001	古文書	平成29年8月29日	祝詞考 天地人 二
622	170529	49001001	古文書	平成29年8月29日	祝詞考 天地人 三
623	170530	49001001	古文書	平成29年8月29日	冠辞考 一
624	170531	49001001	古文書	平成29年8月29日	冠辞考 二
625	170532	49001001	古文書	平成29年8月29日	冠辞考 三
626	170533	49001001	古文書	平成29年8月29日	冠辞考 四

No.	備品番号	物品番号	品名	取得日	規格
627	170534	49001001	古文書	平成29年8月29日	冠辞考 五
628	170535	49001001	古文書	平成29年8月29日	冠辞考 六
629	170536	49001001	古文書	平成29年8月29日	冠辞考 七
630	170537	49001001	古文書	平成29年8月29日	冠辞考 八
631	170538	49001001	古文書	平成29年8月29日	冠辞考 九
632	170539	49001001	古文書	平成29年8月29日	冠辞考 十
633	170540	49001001	古文書	平成29年8月29日	答問遺章
634	170541	49001001	古文書	平成29年8月29日	縣居雜録補抄
635	170542	49001001	古文書	平成29年8月29日	鈴屋集 一
636	170543	49001001	古文書	平成29年8月29日	鈴屋集 二
637	170544	49001001	古文書	平成29年8月29日	鈴屋集 三
638	170545	49001001	古文書	平成29年8月29日	鈴屋集 四
639	170546	49001001	古文書	平成29年8月29日	鈴屋集 五
640	170547	49001001	古文書	平成29年8月29日	鈴屋集 六
641	170548	49001001	古文書	平成29年8月29日	鈴屋集 七
642	170549	49001001	古文書	平成29年8月29日	鈴屋集 八
643	170550	49001001	古文書	平成29年8月29日	鈴屋集 九
644	170551	49001001	古文書	平成29年8月29日	言葉の玉緒 一
645	170552	49001001	古文書	平成29年8月29日	言葉の玉緒 二
646	170553	49001001	古文書	平成29年8月29日	言葉の玉緒 三
647	170554	49001001	古文書	平成29年8月29日	言葉の玉緒 四
648	170555	49001001	古文書	平成29年8月29日	言葉の玉緒 五
649	170556	49001001	古文書	平成29年8月29日	言葉の玉緒 六
650	170557	49001001	古文書	平成29年8月29日	言葉の玉緒 七
651	170558	49001001	古文書	平成29年8月29日	字音仮字用格(字音かなつかひ)
652	170559	49001001	古文書	平成29年8月29日	出雲國造神壽後釋 上
653	170560	49001001	古文書	平成29年8月29日	出雲國造神壽後釋 下
654	170561	49001001	古文書	平成29年8月29日	くす花 上
655	170562	49001001	古文書	平成29年8月29日	くす花 下
656	170563	49001001	古文書	平成29年8月29日	ささ竹の弁
657	170564	49001001	古文書	平成29年8月29日	玉鉾百首
658	170565	49001001	古文書	平成29年8月29日	玉鉾百首解 上
659	170566	49001001	古文書	平成29年8月29日	玉鉾百首解 下
660	170567	49001001	古文書	平成29年8月29日	古学要
661	170568	49001001	古文書	平成29年8月29日	神代記葦牙 上
662	170569	49001001	古文書	平成29年8月29日	神代記葦牙 中
663	170570	49001001	古文書	平成29年8月29日	神代記葦牙 下
664	170571	49001001	古文書	平成29年8月29日	古言清濁考 一
665	170572	49001001	古文書	平成29年8月29日	古言清濁考 二
666	170573	49001001	古文書	平成29年8月29日	古言清濁考 三
667	170574	49001001	古文書	平成29年8月29日	鈴屋大人都日記 上下合本 上
668	170575	49001001	古文書	平成29年8月29日	鈴屋大人都日記 上下合本 下
669	170576	49001001	古文書	平成29年8月29日	古言梯
670	170577	49001001	古文書	平成29年8月29日	玉櫛 一
671	170578	49001001	古文書	平成29年8月29日	玉櫛 二
672	170579	49001001	古文書	平成29年8月29日	玉櫛 三
673	170580	49001001	古文書	平成29年8月29日	玉櫛 四
674	170581	49001001	古文書	平成29年8月29日	玉櫛 五
675	170582	49001001	古文書	平成29年8月29日	玉櫛 六

No.	備品番号	物品番号	品名	取得日	規格
676	170583	49001001	古文書	平成29年8月29日	玉襷 七
677	170584	49001001	古文書	平成29年8月29日	玉襷 八
678	170585	49001001	古文書	平成29年8月29日	玉襷 九
679	170586	49001001	古文書	平成29年8月29日	三哲小傳
680	170587	49001001	古文書	平成29年8月29日	續日本紀 七 八 表紙朱書石川依平筆
681	170588	49001001	古文書	平成29年8月29日	宇家良家波奈 一
682	170589	49001001	古文書	平成29年8月29日	宇家良家波奈 二
683	170590	49001001	古文書	平成29年8月29日	宇家良家波奈 三
684	170591	49001001	古文書	平成29年8月29日	宇家良家波奈 四
685	170592	49001001	古文書	平成29年8月29日	長歌詞玉衣 三 (一, 二なし)(四冊)
686	170593	49001001	古文書	平成29年8月29日	長歌詞玉衣 四 (一, 二なし)(四冊)
687	170594	49001001	古文書	平成29年8月29日	長歌詞玉衣 五 (一, 二なし)(四冊)
688	170595	49001001	古文書	平成29年8月29日	長歌詞玉衣 六 (一, 二なし)(四冊)
689	170596	49001001	古文書	平成29年8月29日	直毘靈
690	170597	49001001	古文書	平成29年8月29日	言葉のやちまた
691	170598	49001001	古文書	平成29年8月29日	柳園詠草 上(下なし)
692	170599	49001001	古文書	平成29年8月29日	掌中賀茂翁家集 ～小型携帯版～
693	170600	49001001	古文書	平成29年8月29日	袖中縣居集 ～小型携帯版～
694	170601	49001001	古文書	平成29年8月29日	篠家文集上巻 服部菅雄著 平成元年版 本から印刷 上-1
695	170602	49001001	古文書	平成29年8月29日	篠家文集上巻 服部菅雄著 平成元年版 本から印刷 上-2
696	170603	49001001	古文書	平成29年8月29日	國頭千首 藤原嘉吉(国頭門人新居宿神 官飯田嘉吉)写
697	170604	49001001	古文書	平成29年8月29日	野あそひ(国頭紀行文)
698	170605	49001001	古文書	平成29年8月29日	野あそひ(国頭紀行文) 翻字本
699	170606	49001001	古文書	平成29年8月29日	石塚龍満主評 式拾四番歌合
700	170607	48009002	掛軸	平成29年8月29日	賀茂真淵自筆書簡森繁子あて“十二月廿二 日”
701	170608	48009002	掛軸	平成29年8月29日	鱸有飛自画自賛 梅花図
702	170609	48009002	掛軸	平成29年8月29日	石塚龍磨雅文 “千種”
703	170610	48009002	掛軸	平成29年8月29日	高林方朗和歌半折 “南殿の”
704	170611	48009002	掛軸	平成29年8月29日	高林方朗和歌懐紙 “ありゐの”
705	170612	48009002	掛軸	平成29年8月29日	高林方朗和歌懐紙 “水辺納涼” 箱なし
706	170613	48009002	掛軸	平成29年8月29日	石川依平賛 羽鳥春隆筆“松竹梅図”
707	170614	48009002	掛軸	平成29年8月29日	八木美穂和歌懐紙 “問答歌”
708	170615	48009002	掛軸	平成29年8月29日	有賀豊秋和歌 “詠花” 箱なし
709	170616	48004001	書	平成29年8月29日	本居大平書状 甕磨あて(二月二十九日) 紙箱入り
710	170617	48004001	書	平成29年8月29日	石川依平和歌 “河夏月” 扇面 1枚
711	170618	48009002	掛軸	平成29年8月29日	渡辺小華筆 花卉図 “玉堂春富貴” 箱 なし
712	170619	48009002	掛軸	平成29年8月29日	金田一京助書 石川啄木和歌“ふるさとの” (拓本)
713	170620	48009002	掛軸	平成29年8月29日	本居宣長自画自賛六十一歳画像 (木版 刷)
714	170621	48009002	掛軸	平成29年8月29日	鱸有飛 歌“吹わたる”碑 (拓本-新居 大倉 戸恵比寿神社境内)

No.	備品番号	物品番号	品名	取得日	規格
715	170622	48009002	掛軸	平成29年8月29日	賀茂真淵和歌懷紙(初雪)歌碑(拓本－新居図書館前庭) “冬のころ”
716	170623	48009002	掛軸	平成29年8月29日	俳句 “初冬の” 箱なし (拓本－句碑所在地、作者不明)
717	170624	48009002	掛軸	平成29年8月29日	本居宣長和歌 “よひのもり”歌碑(拓本)
718	170625	48009002	掛軸	平成29年8月29日	石塚龍麿顕彰碑 “忌しくは” (拓本) 箱なし
719	170626	48009002	掛軸	平成29年8月29日	賀茂真淵「桜の詞」 (木版刷)
720	170627	48009002	掛軸	平成29年8月29日	賀茂真淵長歌“美酒歌” (木版刷) 箱なし
721	187839	48003001	日本画	令和5年3月17日	鈴木三朝画「伊勢松阪 本居先生の家」

No.	備品番号	物品番号	品名	取得日	規格
1	18493	1001001	事務机	昭和59年3月30日	両袖
2	18494	1001005	受付机	昭和59年3月30日	イトーキTAM6201-11
3	18495	1001005	受付机	昭和59年3月30日	イトーキTAM6201-11
4	18496	1001005	受付机	昭和59年3月30日	イトーキTAM6201-11
5	18497	1001005	受付机	昭和59年3月30日	イトーキTAM6201-11
6	18498	1001005	受付机	昭和59年3月30日	イトーキTAM6201-11
7	18499	1001005	受付机	昭和59年3月30日	イトーキTAM6201-11
8	18500	1001012	教卓	昭和59年3月30日	ITOSK-9
9	18501	1001013	座卓	昭和58年9月20日	文机
10	18502	1001021	作業台	昭和59年3月31日	オカムラ8199ET
11	18503	1001021	作業台	昭和59年3月31日	オカムラ8199ET
12	18504	1001021	作業台	昭和59年3月31日	オカムラ8199ET
13	18505	1001021	作業台	昭和59年3月31日	オカムラ8199ET
14	18506	1003002	両開保管庫	昭和59年3月30日	イトーキHNG36YN
15	18507	1003002	両開保管庫	昭和59年3月30日	イトーキH360-20
16	18508	1003002	両開保管庫	昭和59年3月30日	イトーキH360-20
17	18512	1003010	ロッカー	昭和59年3月30日	オカムラ4574BZ
18	18514	1004005	傘立て	昭和59年3月30日	ITOS-32
19	18538	30001009	調整器	平成6年3月28日	ナショナルWX-D300A/C12
20	18539	30001009	調整器	平成6年3月28日	ナショナルWX-D300A/C11
21	18541	30001024	ワイヤレスマイク	平成6年3月28日	ナショナルWX-1500/C11
22	18542	30001024	ワイヤレスマイク	平成6年3月28日	ナショナルWX-1600/C12
23	18546	33001027	温湿度計	昭和60年3月25日	規格不明
24	18547	33001027	温湿度計	昭和60年3月25日	規格不明
25	18548	34008010	車椅子	平成12年1月31日	ニッシン TY-1
26	18549	45001003	表示板	昭和59年3月30日	カウンター内料金表